

平成23年第1回砂川市議会定例会

平成23年3月11日（金曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第25号 市道路線の変更について
議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
- 議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第25号 市道路線の変更について
- 議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	増 田 吉 章 君
	飯 澤 明 彦 君		中 江 清 美 君
	吉 浦 やす子 君		一ノ瀬 弘 昭 君
	尾 崎 静 夫 君		土 田 政 己 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君
	沢 田 広 志 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	角 丸 誠 一
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角 丸 誠 一
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗 井 久 司
-----------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	石 川 早 苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
- 議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第25号 市道路線の変更について
- 議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算
- 議案第9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について、議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について、砂川、議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について、議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第25号 市道路線の変更について、議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算の17件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第14号、第17号、第20号及び第24号の一括総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号、第17号、第20号及び第24号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号、第18号、第17号、もとへ、第18号、第19号、第21号から第23号まで及び第25号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号、第18号、第19号、第21号から第23号まで及び第25号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 2011年度一般会計予算について大綱質疑をさせていただきます。

2011年度の政府予算は、民主党政権が最初から準備、編成した初めての当初予算であるので、2011年度地方財政計画の特徴と市の予算編成への影響について、まずお伺

いをしたいと思います。市長の予算編成方針で述べられたように、昨年6月の閣議決定の財政運営戦略で決めた地方の一般財源総額については、平成23年度から25年度までは実質的に平成22年度の水準を確保することを守ったというふうに言われておりますけれども、確かに地方交付税は増額されておりますが、実質的な交付税として2001年度から交付されていた臨時財政対策債が大幅に減少しておりますので、そのまず影響についてお伺いをしたいと思います。2010年度は、地方交付税と臨時財政対策債合わせて実質的な交付税としての総額は24兆6,000億円でしたけれども、11年度計画では23兆5,327億円で、前年度に比べて1兆円以上マイナスになっておりますので、市の財政への影響はないのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

2点目に、今回法人実効税率5%の引き下げが行われますけれども、これによる砂川市の財政への影響について伺います。

3点目は、社会保障費関係の自然増は、自然増の増額ということについて地方は強く求めてきたわけでありまして、国の財政不足の状況の中でなかなか満額確保できないという状況にあるわけでありまして、実際に満額確保されているのかどうなのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

次に、2011年度地方財政計画の中で新たな制度変更について3点伺います。1つは、一括交付金、地域自主戦略交付金の内容について。2つ目は、臨時財政対策債の配分方法の見直しの中身について。3つ目に、特別交付税制度の見直しの内容とその影響についてお伺いをいたします。

次に、市長の予算編成方針に沿って何点かお伺いをいたします。まず第1に、ごみ投棄未然防止対策事業について監視カメラの購入と看板の設置費が備品費購入として計上されておりますけれども、昨年実験後、これについて実験が行われたようでありますが、その成果と課題、ことしの計画の具体的な内容について、まず伺います。

次に、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種についても予算化されておりますけれども、最近この接種を受けた乳幼児の死亡例が相次ぎ、接種を一時見合わせるというようではありますが、その経過と内容、市内の現状についてお伺いをいたします。

3点目に、就学援助制度の充実についてお伺いをいたします。低所得者の子供たちが貧困から解放され、ひとしく教育を受けるために就学援助の拡充がとても大事であります。準要保護の世帯の基準は、要保護世帯に準じた家庭となっておりますけれども、全道の市町村でその基準はばらばらでありますけれども、砂川市の基準とその基準の引き上げについてお伺いをいたします。

もう一点は、2010年度から国が制度を改善し、就学援助費の対象にクラブ活動費、PTA会費、生徒会会費が加えられましたけれども、砂川市は10年度も支給しておりませんし、11年度予算にも計上されていないのはどうしてなのかお伺いをいたします。

4点目に、有害鳥獣被害対策事業についてお伺いをいたします。政府は、2011年度予

算で前年度の約5倍、112億8,300万円の予算を組んで鳥獣被害緊急総合対策に取り組むようでありますけれども、市の予算を見ると、昨年とほぼ変わりはありませんが、緊急対策の内容と砂川市としての取り組みについてお伺いをいたします。

最後に、政府の2011年度予算は、衆議院で強行採決され、自然成立する見込みでありますけれども、予算関連法案の成立の見通しは全くありません。その場合砂川市の予算執行にどのような影響が出るのか、特に子ども手当法案が成立せず、以前の児童手当に回帰した場合の影響についてお伺いをいたします。

以上で第1回目の質疑を終わります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 地方財政計画の関係で6点ほど総括質疑がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、地方交付税及び臨時財政対策債の減少の関係でございます。地方財政計画において、地方交付税の増額に対し臨時財政対策債が大幅に減少していることによる当市への予算編成への影響でありますけれども、臨時財政対策債は地方財政計画にかかわる財源不足額のうち地方交付税の増額による補てんなどがなされた額を除いた折半対象財源不足額を国と地方が折半して補てんするものに既に発行していた臨時財政対策債の元利償還金などを合算したものであります。平成23年度の地方財政計画では、折半対象財源不足額が地方税及び地方譲与税の増、地方交付税の国税五税分の法定率分の伸びに加え、地方交付税の増額確保を図るため別枠による加算1兆2,650億円、平成22年度補正予算で計上されて繰り返す、失礼しました、繰り越すとされた1兆126億円、交付税特別会計の借入金の償還を後年度へ繰り延べしたことによる7,593億円など財源不足の補てんがなされ、前年度に比べて減少したことから臨時財政対策債が大幅な減少となったもので、地方の一般財源総額は前年度並みに確保されておりますので、臨時財政対策債に依存しない本来あるべき姿に近づいたと言えるもので、本市の平成23年度予算では交付税は8,000万円の増、臨時財政対策債2,000万円の増と、昨年の実績額をもとに国で示された推計伸び率などにより前年度当初予算に比べ増額と見込んでおりますので、予算編成上の影響は及ばないものと考えているところであります。

次に、法人の実効税率の関係でございます。法人の実効税率の5%引き下げの影響については、現在平成23年度税制改正にかかわる法律が国会で議論されているところでありますが、その中で法人に対する実効税率を5%引き下げることであります。法人の実効税率とは、法人の利益に対し国税から地方税まで合わせてどの程度の税を負担しているかというもので、現在ではすべての税を合わせると利益から40.86%の税を支払っていることとなります。この率が諸外国と比べ高いということから、企業の国際競争力の向上と企業の立地環境の改善を図り、国内投資拡大や雇用創出を促進するためとしてこの実効税率を5%下げるために法人税率を現行の30%を25.5%に引き下げようとしてお

ります。実施時期が平成23年4月以降開始する事業年度としていることから、実際に影響するのは平成24年5月以降の申告に基づく納税からであり、平成24年度以降に影響してくるものであります。具体的な影響額は、この引き下げにより法人税を課税標準としている法人市民税の税割額が約15%引き下がることとなりますので、平成23年度当初予算を基礎とすると1,200万円程度の減収となりますが、今回の税制改正では都道府県と市町村の法人に対する税収の増減収を調整するために都道府県たばこ税から市町村たばこ税へ税源移譲を行うこととなっております。これによると、旧3級品で1,000本当たり305円、3級品以外で644円が道から市へ移譲されることとなり、平成23年度当初予算のたばこ消費本数をもとに計算すると、平成24年度の市たばこ税は約2,182万2,000円の増収になるものと見込まれます。これらのことから平成23年度当初予算から試算すると、市の税収のみを考えた場合は、たばこ税の税源移譲の増収のほうが法人市民税の減収を上回るものではないかと見込まれるところであります。

次に、社会保障関係費でございますが、社会保障関係費の自然増の減収分を国の財源不足の中、満額確保されているかについてであります。平成23年度の地方財政計画では国と同様地方の社会保障関係費も毎年、失礼しました、毎年度大幅な自然増となることに対応し、8,400億円程度の地方負担を増額計上して対応する財源を確保しております。増額の最大の要因は、生活保護、介護、医療などの一般行政経費のほか、国民健康保険、後期高齢者医療制度関係事業費などの伸びなどによるもので、これらの増額を見込んだ中で給与関係経費、交際費、投資的経費が減となり、地方の一般財源総額が前年度並みに確保され、平成23年度の地方財政計画が示されていることから、社会保障関係費の自然増の増額分は確保されていると考えることができるものであります。

次に、一括交付金の内容についてであります。一括交付金はひもつき補助金を廃止し、地域の自由裁量を拡大するため創設されるもので、平成23年度は都道府県分を対象とし、国土交通省の社会資本整備総合交付金、農林水産省の農山村漁村地域整備交付金、文部科学省の学校施設環境改善交付金の一部など、9事業の投資補助金を対象として一括交付金化を実施するものであります。総額のうち9割程度は継続事業の事業量で、1割程度を客観的指標に基づく恣意性のない配分を行うものであり、配分に際しては条件不利地域などに配慮した仕組みを設けるとされており、地方公共団体は配分額に対し9事業から各府省の枠にとらわれずに自由に事業を選択するものであります。市町村分につきましては、平成24年度から実施するとされており、今後平成23年度の都道府県に対する実施状況などを見て対応を検討していかなければならないものと考えております。

次に、臨時財政対策債の配分方法の見直しの内容についてであります。都道府県及び市町村の臨時財政対策債発行可能額を今後3年間で段階的に普通交付税の不交付団体を含む全団体に人口を基礎として配分する方式を廃止し、平成22年度に一部導入された不交付団体には配分しない財源不足額を基礎として配分する方式に移行するよう見直しされた

ものであり、平成23年度から財源不足額を基礎として配分する方式の割合が高くなるものであります。

次に、地方交付税制度の見直しの内容であります。地方交付税制度の見直しの内容とその影響ですが、1点目は地方交付税の算定方式の簡素化、透明化の取り組みの一環として地方交付税総額に占める特別交付税の割合を現行6%から平成23年度は5%、平成24年度は4%へ段階的に引き下げ、普通交付税に移行させるものであります。特別交付税の3月分として算定している財政需要の一部を普通交付税に移行させることとして、普通交付税の地域振興費において人口を基礎として段階補正、条件不利地域にかかわる人口急減補正を用いて算定するとされておりますので、当初予算におきまして普通交付税の算出の中で国から示された算式により試算し、約4,400万円の増を見込み、また特別交付税は割合が6%から5%へと減少となる部分として7,000万円の減を見込んだところであります。

2点目は、特別交付税の額の決定、交付に関する特例として、地方公共団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害などの発生時において、12月と3月の定例の決定、交付とは別に、その都度特別交付税の額を決定、交付することができる特例が新設されるものであります。これまでは、大規模災害等が発生した際は繰り上げ交付という方法で当座の財源が補てんされ、12月と3月に決定、交付されてきましたが、その都度決定、交付されるということになるものであります。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から3件、ごみの不法投棄未然防止対策事業の件、またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種の関係、そして予算関連法案の成立の関係での子ども手当の関係についてご答弁を申し上げます。

初めに、ごみの不法投棄未然防止対策事業について、昨年実績の成果と課題、そして今年度の計画内容ということでございます。不法投棄未然防止対策事業についてでございますが、平成22年度におきまして環境省北海道地方環境事務所から監視カメラ4台を借り受け、平成22年4月30日から6月25日までの約2カ月間、不法投棄多発地域に設置いたしました。監視カメラには、不法投棄者1名が録画されておりましたが、少量の投棄だったため、砂川警察署において捜査対象外とされたところであります。その監視カメラ設置場所におきましては、設置期間中ほかに不法投棄はありませんでした。また、他の場所におきましては、1カ所だけカメラの死角に不法投棄が確認されております。監視カメラ撤去後におきましては、大量の不法投棄物、家電製品及びタイヤなどの不法投棄物が確認されております。このことから、監視カメラの設置により一定の抑止効果があったものと考えておりますので、新年度におきましては6台の監視カメラと不法投棄防止看板1組を不法投棄多発地域に設置し、不法投棄未然防止対策を強化することといたします。不法投棄対策につきましては、すぐにその効果があらわれるものではありませんが、砂川警察署

及び関係団体と十分に連携を図りながら不法投棄撲滅に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種中止の経過と内容、また市内の現状でございます。去る3月2日から4日までに小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを含むワクチン同時接種後の死亡例が全国で4例、厚生労働省へ報告されました。厚生労働省では、ワクチン接種と死亡との因果関係は、医師の報告によると、いずれも評価不能または不明であるため詳細な調査を実施するとともに、因果関係の評価を実施するまでの間、接種を一時的に見合わせるよう3月4日付で都道府県と関係製造販売業者へ通知したところであります。本市では、3月5日の朝テレビニュースでの報道を受け、市内各医療機関へ接種の一時見合わせの連絡をし、週明けの7日月曜日に再度見合わせの連絡をしたところであります。厚生労働省では、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン、あるいは三種混合ワクチン等との同時接種を実施した乳児が接種の翌日から3日以内に亡くなったことに関連して、ワクチン接種との因果関係等について3月8日に薬事・食品衛生審議会安全対策調査会とワクチン予防接種後副反応検討会を合同で開催し、検討したところであります。厚生労働省では、現段階の情報において、いずれもワクチン接種とその直接的明確な因果関係は認められないと考えられるが、さらに入手可能な情報を次回までに収集するといった議論などを踏まえ、さらなる情報収集を行い、当該調査会と検討会において評価を行うまでの間、現在行っている小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン接種の一時見合わせを継続することとしたことから、本市でも一時見合わせを継続しております。なお、市内における2月1日から3月4日までの接種状況につきましては、小児用肺炎球菌ワクチンが135名、ヒブワクチンが157名接種済みであり、特別な副反応の報告はありませんでした。厚生労働省の次回検討会の開催時期は、現在のところ未定であります。今後の接種につきましては国の指示により再開されるものと考えております。

続きまして、子ども手当が成立せず、以前の児童手当に回帰した場合の影響についてのご質問でございます。現在の子ども手当法は、平成22年度限りの時限立法であり、法律において子ども手当の一部として従来の児童手当が児童手当法に基づき支給する仕組みとなっており、その費用負担についても国、地方、事業主が負担することとなっております。このことから、現在審議されている平成23年度子ども手当法案が不成立になれば、法的には児童手当法による児童手当が復活することとなります。児童手当が復活となった場合の影響といたしましては、現在の子ども手当はゼロ歳から中学生までが支給対象であり、支給月額についても平成22年度は一律1万3,000円で、平成23年度は3歳未満について7,000円を上積みし、2万円とするものであり、一方の児童手当の対象はゼロ歳から小学生までで、支給額も3歳未満を除き第2子まで5,000円で、3歳未満及び第3子以降は1万円と受給者にとっては支給額が減少するほか、平成23年1月からは所得税の年少扶養控除の廃止が実施されているなど、税制面においても混乱が生じるものと

考えられます。また、児童手当には子ども手当と違い所得制限が設けられていることから、児童手当の支給事務に際しましては再度の所得状況の把握や支給額の改定のほか、電算システムの改修に相当な期間を要することから、児童手当の最初の支給月となる本年6月までにこれらの準備作業を完了することは全国的にも困難な状況と想定されているところがあります。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、ご質問いただきました国の鳥獣被害緊急総合対策の内容と市の対応策、その取り組みについてご答弁をさせていただきます。

国の鳥獣被害に係る平成23年度予算は、前年度の5倍の112億8,300万円となっております。その内容でございますが、平成19年12月、鳥獣被害防止特別措置法が制定され、市町村が作成する被害防止計画に基づき、補助事業名は鳥獣被害防止総合対策事業として、平成20年度から22年度までの3年間の補助事業でございました。しかし、各種補助事業の事業仕分けにより、この補助事業の権限が国から都道府県へ移行し、交付金事業となりましたが、予算が大幅に削減され、昨年北海道が要望していた9億円に対し2億円の配分となり、特に空知管内の市町村への配分内示額がゼロ予算で、急遽振りかえの補助事業として北海道の単独事業であります地域づくり総合交付金事業と砂川市の政策予算、獣害防止さく整備事業を実施し、生産者の要望されていた電気牧さくの設置等を行い、農業被害の未然防止対策を講じたところでございます。

しかし、全国各地で野生鳥獣の被害が深刻化、広域化することから、23年度は新たに鳥獣被害緊急総合対策とする1年限りの緊急特別対策の補助事業100億円を予算計上されたものであります。それに昨年からの都道府県の交付金、鳥獣被害防止総合対策事業の予算が12億円で、総額112億円となっているところであります。都道府県の交付金事業予算が12億円では、また配分内示ゼロも考えられますが、新たな補助事業であります緊急特別対策事業の予算が100億円でございますので、要望額に十分な予算をいただけるものと考えております。市の対応としては、2月2日付で市内の農業生産者に鳥獣、特にシカの被害による電気牧さく等の意向調査を行い、新たな国の補助事業の内容を周知したところでございます。新たな補助事業の内容が通常電気牧さくの設置を業者請負としない、侵入防止さくの自力施工を行う場合は資材費相当分の定額補助が可能となり、ほぼ10分の10の助成処置になるものと思われま。ただし、国の100億円の予算を上回る要望額になりますと、10分の10の助成処置にならないことも予想されますが、事前に示された予算配分の手法にポイント配分の基準が高い市町村に多く予算処置されることとなっております。事業実施主体は、市町村ではなく地域協議会ですので、当市では既に関係団体や地域集落の代表者などで構成される砂川市有害鳥獣対策連絡協議会が設置されており、また予算配分のポイント数が高くなる広域的な取り組みが求められておりましたことから、去る3月1日に開催された協議会において新たに奈井江町が加入した砂川・奈井

江広域有害鳥獣対策連絡協議会として協議会の組織が広域的な取り組みをすることとなり、広域連携した鳥獣対策を行うこととなったところでございます。

したがって、国の補助事業の事業実施主体が市町村ではなく、地域協議会が直接申請することとなりますので、当市の予算に計上されていないわけでございます。当市の予算に計上されているのは、有害鳥獣駆除等業務委託料43万3,000円でございますが、これは毎年実施しております北海道猟友会砂川支部と契約しております有害鳥獣駆除の委託料でございます。カラスやシカの駆除に要する銃弾費、出動に要する燃料費と人件費相当分を算定した予算でございます。

国の予算については、本年度は砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会が農業者を対象にわな猟免許の取得予備講習会の開催を考えておりまして、受講料お一人5,000円でございますが、全額国の鳥獣被害緊急総合対策のソフト補助事業の対象経費として要望しており、事前に受講していただきますと、後日のわな猟の免許取得試験における合格率が高まることとなります。それにハンターの皆様には、鉄砲によるシカの駆除を目的に捕獲技術講習も計画しております。これも受講料お一人2,500円を全額同じく国のソフト事業の対象経費として計画しているところでございます。次に、シカの頭数がふえ過ぎておりますことから、同じく協議会主催によるハンター出動によるシカ駆除一斉捕獲も計画しており、本年度国の緊急総合対策の事業予算を有効活用してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから、就学援助制度の拡充についてご質問がございましたので、準要保護世帯基準の引き上げとクラブ活動費、PTA会費、生徒会費を援助対象としていない考え方についてご答弁を申し上げます。

初めに、準要保護世帯基準の引き上げについてご答弁を申し上げます。準要保護制度につきましては、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行っている制度であります。制度の対象につきましては、生活保護認定基準の1.3倍以内の収入と認定された世帯の保護者を対象としており、扶助の内容としては学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、学校病治療用の医療費、給食費などの費用を援助しているところであります。現行の制度で対象となる世帯の年間収入のおおよその目安としては、家族構成等により誤差は生じますが、給与所得者の家庭で前年の1月から12月までの総収入が4人家族で父38歳、母36歳、子供が13歳、11歳の場合は430万円程度以内の世帯が対象となると試算しております。現状では、準要保護制度の趣旨から見て、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への援助として適切に運用されていると考えておりますので、現時点で認定基準を引き上げ、対象世帯を拡大することは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を援助対象としない考え方についてご答弁

ういう看板も、ちょっと先ほどのご答弁によると、何かごみの不法投棄を禁止するような看板はつくるけれども、監視カメラの設置中という看板はつくられるのかどうなのか、この点ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、ワクチンの中身は、市内の状況も含めてわかりました。せっかく2月たしか無料で実施されて、非常に残念なことでありますけれども、しかしやはり安全性が第一でありますから、その辺は基本的には国の指導に基づくものとは思われますけれども、市内において子供さんのそういうことによる犠牲者が生まれないように万全の対策をとっていただきたいなというふうに思っております。

有害鳥獣対策については、詳しい答弁でわかりましたけれども、答弁ございましたように、国もことし1年限りと言っているのです。かなり大きな予算を組んで取り組まれるようなのですが、私も心配しているのも、先ほど答弁ありましたように、砂川市と奈井江で地域で一緒になってこれを防止するという取り組みは非常にいい取り組みだというふうに思っておりますし、シカの場合などやっぱり広域的にやらないと、市町村を越えていくという状況もありますから、いいのですけれども、ただ国の予算は1年きりというのであれば、その後どんなふうになるのだろうという心配があります。そこで、1つはやっぱり国に対しても引き続き来年というか、24年度以降も予算措置をとるよう強く要望していただきたいということが1つと、もう一つはこのような国の予算措置があるときにシカなどの処分する施設についても補助金、助成金が出るというふうに今伺っているわけですが、このあたりやはり不法投棄にならないように、そういう処分場なり、あるいは処分施設なりをこの国の予算を使って今年度、23年度でできないものなのかどうなのか、この点についてお伺いしたいというふうに思っております。

それから、就学援助の関係については、今大変な不況や、あるいは失業、大変な状況ありまして、もちろん生活保護を受ける方もふえておりますけれども、やはり特に私は低所得者の子供さんの皆さんが本当にお金がないことによって教育が受けられないとか、あるいは差別されるとかということのないように、やはりひとしく教育が受けられるようにするには、この就学援助制度というのが非常に大きな役割を果たしているし、その援助を受ける方も今の状況のもとで世帯もふえて、全国的にもふえております。しかし、今お話がありましたように、なかなか収入基準の厳しい状況もありまして、この基準はそれぞれの市町村によって違うのですけれども、砂川市は生活保護世帯の1.3倍だと。だから、教育次長によれば、十分だというお話なのですが、その市町村によって違うのですけれども、私は1.5倍ぐらいまでも引き上げて、そして砂川市の子供たちがひとしく教育を受けられるようにしていただきたいなど。先ほど冒頭で言いましたように、地方財政計画見て、国の予算見ても今年度はそんなに厳しい予算状況でもないし、こういうことはできるのでないかと考えるのですけれども、その辺は本当に全くお考えないのかお伺いしたいのと、私の理解できないのは、どうしてクラブ活動費、PTA会費、生徒会費、国が制度を

改善してこれを支給しなさいというふうに、しかしそれは市町村の判断にゆだねられているから、してもしなくてもいいのだということで、砂川市の場合は支給していないのですが、道の教育長はやっぱりそれはうまくないと、だから市町村に対しても、先ほど言われた北海道新聞の記事によりましてやはり市町村にも改善を促していきたいというふうに今述べていますし、改善のそういう指示があったのだろーと思えますけれども、なぜこれできないのか。本当に不名誉なのですけれども、砂川市の名前が、支給していないという名前が一覧表に出てくるのです、全道の市の中で、中からも。ですから、これやっぱり国が制度改善して、北海道の教育委員会もやはり支給するように改善しなさいと言われていたときに、なぜ砂川市の教育委員会はそれも新年度からではなくて2010年度から既にやられていて、私にしてみれば、さかのぼってその部分も払ってあげるべきだというふうに、ぐらいに思うのですけれども、それはなぜできないのか、再度お伺いをしたいなというふうに思っています。

最後に、これは、子ども手当の関係は国の関係ですから、ここで私どもがどうのこうのありませんけれども、今お聞きしますと、いわゆる市の職員の事務も大変なことになるし、もちろんその支給される人たちの金額や年齢その他が変わるのはそうだけれども、私は事務処理に相当大変な実態になるのではないかなというふうにも思っておりますので、そのあたりは国のことでここでこれ以上議論してもしょうがない話でありますけれども、やはりきちっとした予算の関連法案も、予算が通ったのであれば、関連法案もきちっと通るようなことが必要でないかというふうに考えておりますが、そのあたりについてお伺いして、2回目の質疑とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁は、休憩後に行います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

総括質疑を続けます。

土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 ごみの不法投棄未然防止の関係で、議員のほうから看板についてごみの不法投棄禁止の表示のほかに監視カメラ設置中という表示を加えることがより効果的だというお話がありました。本年度設置いたします看板につきましては、写真入り不法投棄禁止看板を予定しておりまして、不法投棄禁止のほかに監視カメラ作動中、あるいはまたあなたは撮られていますよといった表示を加えて設置をしていきたいというふうに考えております。

また、ワクチンの関係でございますけれども、これにつきましては今後とも国の指示に

従いまして適正に事務を進めてまいりたいと考えておりますし、また対象となるお子さんを持つ親御さんにつきましては、きょうまで一切情報が来なかったという状況から、来週月曜日にそれぞれ親御さんのほうに当面そういったことで接種を見合わせているという通知を個別に通知するという予定をさせていただきます。

また、子ども手当の関係で大変処理事務に支障を来すのではないかとということでございますけれども、これにつきましては3月2日付で全国市長会が国に対しまして平成23年度子ども手当法案に関する緊急要請を行っております。その中におきましても、所得制限を伴う児童手当が復活するということとなりますと、地方自治体は新たに所得調査なども実施しなければならない、膨大な費用と努力を費やしていくというようなことが要請されております。そういったことから、支給対象を特定する事務を行わなければならない電算システムの関係、そういうことでいけば6月の定期支給ができない可能性も高いというようなことから、住民に直接向き合って仕事をしている地方自治体、この混乱に対しましては住民の不満にもつながるというようなことで国会においては立法権を誠実に行使していただきたいという緊急要請も行っておりますので、その点でご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 私のほうからは、有害鳥獣の捕獲したシカなどの処分に当たって、その処分する施設を今回国の鳥獣被害緊急総合対策事業で実施できないかというご質問でございますが、まず最初に当市のエゾシカの捕獲実績なのでございますけれども、20年度が98頭、21年が61頭で、22年は100頭ほど実績として捕獲してございますが、23年度の目標は一応150頭ということで考えてございます。それで、国の緊急総合対策事業、1年限りでございますけれども、ハード対策といたしまして、事業実施主体は先ほどご答弁したとおり地域協議会でございますが、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設、いわゆる肉ですね、それとあと焼却する施設、これらも一応対象になってございまして、補助率は2分の1でございますが、当市のように過疎地域の指定を受けた場合は55%となつてございまして、45%ほど持ち出ししなければならないと。国の、こういう鳥獣処理場については、一応実績でやっているところが日高管内にもございまして、その事例を申し上げますと、大体年間2,500頭ほどのエゾシカを処理して、大がかりな施設、肉にしたり、それ以外の分は焼却するというところでやっているわけでございますが、そのようなたくさんエゾシカがとれるところはそのような形で考えていかなければならないかと思っておりますけれども、当市の、1年限りでございますけれども、この緊急総合対策事業につきましてはハード的には電気牧さくを考えてございまして、ソフト的にはいろいろな講習会の開催だとか、それから一斉駆除の考え方だとか、そのような形で、あと箱わなを購入したりとかということで国の予算の要望をしているところでございます。そんなような関係で23年度のこの緊急対策における処理施設、処分の大がかり

りな処理場につきましては現在のところは考えてございません。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 再度ご質問がございました。準要保護制度の認定基準のお話でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり、現実のそういう地域社会の経済状況、非常に厳しいものがあると、そのことは認識をしてございます。そういった中でも私どもとしては、経済的に困難なお子さんがいても、やはりひとしく教育を受ける機会を提供していく、そのためにはどうしたらいいかという部分のところでこういった制度を活用しながら行っているところでございます。現在の基準につきましては、議員さんもお承知のことと存じますけれども、生活保護世帯については要保護という形で、これは準保と違った形で生活保護世帯の皆さんには保護費として認められていないような修学旅行費ですとか医療費、こういった部分を見てございます。また、今回国が予算措置をいたしました生活保護ではクラブ活動ですとかPTA会費、生徒会費、こういったものは見るようにしましょうということで、国ではそういった形で要保護の世帯については生活保護費の支給と要保護費の支給と重複しないように、な形で配慮しながら、連携を密にしながら、こぼれないように支給対象とする、扶助費目に加えるようにということで通知があったところでございます。先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、準要保護世帯という部分のところについてはかつて国では要保護と同じように補助制度で国が2分の1の財源措置を行っておりました。これが平成16年に改正になりまして、この国の補助制度がなくなっております。その後につきましては、交付税措置という形の中で幾らか費用を見ていただいておりますけれども、21年度までの状況といたしましては全体の費用に係る負担、国が負担していただけるのは16%ほどの交付税措置がされているというような状況でございます。あくまでもこの制度については学校教育法で言っている生活、経済状態によって困難なお子さんの就学を確保するために、それに準じる皆さん、家庭の保護者に対しては必要なそういった措置をしていくというような形で制度運用されておまして、先ほどもご答弁いたしましたけれども、その支給の費目ですとか額というものは市町村にゆだねられているところでございます。現状のこの認定基準につきましては、全道で札幌市などは1.1倍という、その認定基準をほぼ生活保護世帯と同じような形のところの低い水準になっております。高いところは1.5倍という、根室あたりはそういった部分で採用はしてございますけれども、うちの1.3倍という部分のところについては道内的にもほとんど平均的なところでございまして、決して低い状況ではないと。先ほどご答弁をいたしましたけれども、年間の総収入で、家族構成で一定の基準設けておりますけれども、大体4人、お父さんとお母さん、それからお子さん2人が就学しているという状態の中で460万ほどの年間の収入の世帯の保護者の皆さんにはこういった扶助をしていこうということでございますので、現状として決して低い状況ではございませんので、私どもとしては現状の認定基準をそのまま適用していきたいということで考えております。

また、クラブ活動費、それからP T A会費、生徒会費の関係につきましては、先ほども若干重複しますがけれども、現状の中でやはり他の保護者の皆さんとのバランス、それからどうしてもそういう教育上行っていく上で市が負担をしなければならないものなのかという部分で、これはもう各市町村、今それぞれ検討をしているところでございます。ただ、現状といたしましては、やはり今見ているのは授業ですとか、そういった部分に直接的にやはりこの費用を見なければそういった部分に影響が出るという部分のところについて、費目については対象としながらやっているということでございます。現状といたしましては、他市のそういった状況も見ながら、今後本当に公費負担のしなければならないものなのか、また他の保護者とのそういうバランスですとか、そういった部分もしっかり慎重に考えて検討してまいりたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 最後の質疑をさせていただきますけれども、予算委員会もありまして、そこでも具体的に質疑はできますので、今の就学援助制度について今後も議論があると思いますけれども、生活保護世帯の1. 1とか1. 3とか1. 5とかといろいろありますけれども、これも札幌市は1. 1といっても生活保護基準が1級地とか2級地とか3級地とかと違うので、それだけで1. 1とか1. 3とかと言えないのです。ですから、それはそのパーセントだけでなく、やっぱりそのまちの経済状況も含めてきちっと把握して、私はぜひ今の経済状況考えれば、子供たちのことを考えて引き上げるべきだなというふうに思いますし、それからどうしてもわからない、最後のP T A会費とか生徒会費とかいうのは国のほうは要保護者にはやるということになったのでしょうか。今まではしていなかったのだけれども、するという方針に制度改正をしたと。ただ、制度上準要保護の指定については市町村の判断にゆだねるというのですけれども、普通であれば、今まで皆さんは国のほうで国の言うことに従う、従うというふうに言ったのだけれども、ここへくると、いや、それは市町村の判断に任されているのだからということになって、新年度からでなくて、私は2010年度から制度改正されているにもかかわらずそうなっていると思うのです。ただ、これは今回先ほど言いましたように骨格予算でもありますし、政策にかかわることもあると思いますから、我々もこれからは委員会初め、今後もこれは大いに議論をしていって本当に砂川市に住む子供たちが安心してひとしく教育が受けられるような制度の確立のために全力を尽くしていきたいなというふうに思っておりますことを申し上げて、終わります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) それでは、私も総括質疑を簡潔に、明瞭にお伺いしたいなというふうに思っております。

私がお伺いしたいことは、一般会計の部分なのですが、総務費の関係で、提案説明によ

れば、共用車の管理に要する経費ということで車両購入費が計上されておりまして、提案説明の中で市長公用車とデボネアを1台にするということで、新たにその車両を購入するという提案説明でありました。私がここで伺いたいのは、現在でもキロ数、あるいは年式、古くなってきているのは存じ上げておりますけれども、そのことによってどのような具体的に弊害があって今回購入したいとされているのか、その辺をお伺いしたいわけで、過去の整備記録等々で実際にどれだけの経費がかかって、今後どれだけその経費が予測されるのかも含めながら、その必要に迫られた状態というのがどういうことになっているのかということをお伺いしたいというふうに思っておりますので、どうぞご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 共用車の購入の関係でございます。現在使用しております市長専用車については、近年ブレーキ、マフラー、エアコン関係の故障等が多く、修理が発生しているところであります。また、車検整備やタイヤ交換等を除く平成20年度から平成22年度までの過去3年間の修繕費は、総額で47万8,000円に達しているところであります。1年平均では15万9,000円の修繕費の状況でございます。また、最近の高速道路での走行時にハンドルに少しぶれが生じるようなことから、足回りやハンドル回りの故障のおそれも考えられ、搭乗者の安全性の確保が必要となっているところであり、今後は経過年数や走行距離により、ブレーキ関係、足回り、下回りなどの修理費が多額にかかることが想定されます。これらについては、約100万円程度の修理費がかかるということが想定されております。また、デボネアは、近年ブレーキ、マフラー関係の修理が増加し、高速時走行で原因不明の異音がするなど、長年の使用に伴う故障が多く発生しているところであります。両車両は、公用車の更新基準に達していることから、2台の車両それぞれ車検切れに廃止し、効率的に1台の共用車として更新しようとするものであります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいまのご答弁いただきまして、市長公用車の部分につきましては3年間で47万8,000円の修理に金額を要したと、年間にすると約15万9,000円ですか、16万ほどの金額を要して修理してきたのだということで、今後に至りましてはハンドルにぶれがあるということでハンドル、あるいは足回りの修繕が必要なのだということで、恐らくホイールバランスかハブか何かが、ハブベアリングか何かがおかしいのか、ショックアブソーバーとか、そういうものを例えば直していかなければならないのだらうなというふうに思うのですけれども、これ私が思うには、年数を重ねていくと車というのは必ずそういう状態になるのです。例えば10万キロになると、今タイミングベルトつけている車って余りないけれども、そういうついた車だと10万キロでタイミングベルトを直さなければならぬとか、ブレーキパッドなんかというのはもう常識の範疇なので

すけれども、もろもろかかっていくものというのは、これはもう想定済みの話でありまして、マフラー等々もこれまで取りかえられたということなのですけれども、恐らく道路の凍結防止剤等々による腐食等々もあったのかなというふうに思っているのですけれども、私必要だなというふうに思っているのですけれども、考え方として必要だと思っているのは、まずこれ最初に言うておきましょう。私、市長公用車等々を必要でないという立場ではないのです。必要だというふうには思います。その上での質疑なのですけれども、私はどう考えても、100万円今後かかるというふうに言われましたけれども、何年で100万かかるのかちょっとわかりませんが、10年かかれば100万円かかってもそれは不思議ではないのですけれども、例えばエンジンが飛びましたとなると、例えばリビルト品のエンジンを直さないで載せかえたとしたって30万とか40万の、工賃入れてもそれぐらいの世界です。ミッションも大体それぐらいの世界なので、そういういわゆる心臓部といいますか、そういう致命的な故障が起きたとしても1回それぐらいで直るのです、車種によって違いますけれども。なので、そういった維持的経費を少々かけてでも乗れる間は乗るという立場に立つのか、それともそういった維持的経費というのを使わずに新しい車を例えば300万なのか400万なのか500万なのか知りませんが、そういうお金を出して買うことが安いのか、費用対効果の面で、安心面からいけばそういった新しい車を更新するというのとは一番安心はできるのだとは思っています。

だけれども、今のこのご時世、このタイミング、市民感情等一緒に考えたときに果たしてそれが妥当なのかどうかということも同時に考えていかなければならないことなのだと思います、私は。少なくとも私が議員としてお給料といいますか、税金で食べさせていただいていますけれども、とてもでないですけれども、そういった、うちは軽乗用車しかありませんけれども、ぼつと新しいの買おうかという話にはちょっとなっていないです。すぐなってくる人がおられるのだとすれば、本当の高額所得者とか、大会社のそれこそもうかっている社長さんとかはそうかもしれませんけれども、ごくごく一部の話だと思うし、おられることは私否定はしませんけれども、一般的に私も一人の市民ですから、私も市民として考えたときにそうはならない、大多数の人はそうはならない、そういうふうに私は思います。なので、必要な、公用車ですよ、必要だとは思いますが、受け入れられるのかな、納得してもらえるのかなというふうに考えたときに果たして、11年たった車でしたか、11年たって16万キロぐらい乗られている車ですよ。デボネアのほうは、もうちょっと古いのだと思うのですけれども、2台を1台にするということは評価できるとしても、私は新しい車をどうしても買わなければならない、その必要に迫られた状態にあるというようなご答弁にはちょっと聞こえてこなかったのですけれども、1回目でちょっとなかなか言えなかったのだというような、そういうのあれば、私は少なくとも1回目のこのご答弁からすれば、今どうしてもこのタイミングで買いかえなければ市長の業務に支障が来すのだというような、そういった心にどんと響いてくることというのは

何ひとつなかったのです。なので、その辺をもうちょっと詳しくご答弁いただければなどというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、お願いします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 まず、昨日も提案説明いたしましたけれども、市のほうには公用車たくさんあるわけですが、基準としまして、まず11年まず乗ると、それから10万キロ以上という一つの基準を設定してございます。現在の市長専用車につきましては、平成12年の登録車を平成15年に中古で購入しました。経過年数は11年でありまして、2月1日、ことしの2月1日現在での走行距離数については16万1,226キロであります。車検については、来月の4月23日までという状況になっています。一方、デボネアのほうは、平成8年に購入し、これは新車でありましたけれども、経過年数は15年たっておりまして、ことしの2月1日現在の走行距離は9万1,295キロに達しているところであります。1つは、この基準というのが目安として車の更新ということにしてきておりますし、なおかつ一番経年変化してきている状況の中でそういうハンドルが少しぶれてきたとか、それは1回点検等には出してございますけれども、それでもなかなか原因が特定できないというような状況もありまして、これはやっぱり市長は砂川市の代表者でありまして、執行者でもあります。万が一のことあっては、それは大変なことになりますので、この機会に更新すると、それも2台の乗用車を1台にして共用車として活用していきたいという考えでございます。

先ほど修理のお話しいたしましたけれども、これについては必ず生じるかどうかということは、それはわからないところでありますけれども、一般的に今調べたところ11年たって16万キロ以上超えた場合にはそういうブレーキ関係、ブレーキのキャリパーというのですか、あのブレーキの油圧操作部分だとかの交換、あるいはエンジンのセルモーターの交換だとか、それからハンドル回りのパワーステアリングの交換みたいなもの、それからショックアブソーバー、言われていましたショックアブソーバーの足回り、下回りとしてはディファレンシャル用のベアリングという、そういった専門的なところになるのでしょうか、そういった部分がおのずと摩耗したりなんざりしてかえていかなければならないと。それらを合算しますと、大体100万程度発生しますけれども、それが一遍に来るのか、どういう状況で来るのかはちょっとわかりませんが、いずれにしてもそういう修繕経費もこれから多額にかかっていくというようなことも見込まれますから、デボネアは7月の25日車検ですし、今の市長公用車は4月23日車検ですから、2台使うことなく1台に共用して活用していこうという考え方でございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、最後の質疑なのですけれども、わかりました。100万円かかるかもしれないし、かからないかもしれないし、それ以上かかるかもしれないし、それは今後のこととしてわからないことなので、まあまあ言われている100万円がかかっ

てしまうであろうということで話を進めましょう。それはそれで、後に私がなぜこういうこと言ったかということでお話ししますけれども、その前に10年、10万キロという基準は設けているのだけれども、だけれども市長の公用車については16万キロほど乗っていますよということで、その基準にとられることなく乗っているということなのだと思います。なのだと思いますのだけれども、この10年、10万キロというのはちょっともう時代になじまないの、もう言うのやめませんか、こういうこと。なじまないですもの。だって、10年、10万キロを基準として取りかえている一般市民なんか僕も含めていませんから、少なくとも。もう時代に、もう車の性能として10年というのわかるかもしれないですけども、10万キロで壊れる車って普通ないですから、もう。大体30万キロ保証ということにはなりませんけれども、30万キロぐらいは大事に乗ってれば乗れるということなので、皆さん、私も含めて大事にしながら、少ない給料の中からローンを組んで一生懸命車を大事に乗っているのです。そういったときに果たしてぽんぽんと買っていけるかと思ったら、ちょっと、もし市長がぽんぽんと買われるのであれば、それは市長の身の丈に合ったことなのだと思いますので、それは否定することも私全く思いませんが、ただそういうぽんぽんと買える人というのはごく一握りだということです。本当にもう皆さん生活していくことが必死で、お金、いわゆる生活保護でいったら、車持っていたら普通は大体受けられないのです、贅沢品とみなされるものだから。そういった贅沢品というまでお金を回していく余裕というのはいないのです。なので、私が思うには、100万円かかるのかもしれませんが、今後。だけれども、その100万円をかけた中できちっと皆さん行革などで皆さんに、お互いにですけれども、市は市で行革も自分たちも血を流すというか、そういうこともしているのだと思うのですけれども、私もそれはわかっています。だけれども、一方市民の方にも各種補助金等々も削減して、とにかく今はこれで乗り切ろうやということで負担を強いているわけで、そういったときに果たして、400万か500万か知りませんが、その予算計上が果たして理解されるのかと思ったら、ちょっと私は、この間も私のほうの集まる会合があって、そのときにそういう話が出たもので、ちょっと私もこの件に関してはちょっと意見が一定程度あるのですけれども。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、しつこいようでも申しわけないのですけれども、400万か500万か300万かわかりませんが、そのお金を出して安心と安全を買うというのは、それはわかります。わかります。私もそのとおりだと思います。だけれども、今のこのご時世のこの状況考えたときに、たとえ100万円というお金をかかったとして、直す維持経費ですけれども、直しながら100万円というお金に抑えて、今後それが本当にだめだと、もうこれはもう壊れて壊れてどうもならないというまで何とか頑張るのか、その辺が問われてくるのではないかなというふうに思うのですけれども、いずれにしても2回目、最後にお伺いしたいのは、今回の予算計上について、2台を1台にしますよと、そして新車を買いますよということなのだけれども、果たしてこれが本当

に、本当に心の底から今のこのタイミングで市民の皆さんに理解されるとお思いなのかどうなのか、ちょっとその辺伺いできますか、よろしくお願いします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 私のほうから、共用車に絡むご質疑ありましたので、申し上げたいと思いますが、ただ、今一ノ瀬議員のほうから共用車というより、砂川市政の財政状況等を加えたご質疑あったと思うのです。少しその辺含めながらお話し申し上げたいと思うのですが、私今回は当初予算で105億300万の予算を編成をして、慎重なご審議をいただいて、この予算は全く私自身にとっては無駄でない予算であると、何としても議員の皆さんにお認めいただいて市民の生活の安定のために使わせてもらいたいというふうに思っておるのです。

まず、申し上げたいのは、私平成11年に市長に当選をさせて12年目を迎えておるわけですが、そのときに大きな公約の一つに砂川市の財政をいかに健全な財政にして市民要求にどうこたえていくかというのが大きな公約でもあったわけです。当時の財政状況見ますときに、例えば起債の償還見ますと、あるときには税収より多いお金を起債の償還に回さなければならない、あるいはこの起債が多いことによって次期の仕事ができないというような問題から公債費、いわゆるお金の借りた適正計画立ててやってまいりまして、何とか国から許可をもらいながらやってきていると。そういう中で取り組んだのは行財政改革でありまして、ご承知のように私過去3回やりまして、7億1,000万ほどの行財政改革いたしました。もちろんこれには市民の方々も身の切る思いでご協力いただいたわけでありましたけれども、そのいわば前提は大体当初予算で当時から100億前後の実は予算のお金が必要だと、このうちの90%は経常費予算であったと。しかも、この経常費予算の中見ますと、歳入歳出を比べると、歳出が多くて歳入が少ない、大体2億から3億少ない。したがって、砂川市の健全財政をするためには、やはりいかにこれをプラス・マイナス・ゼロにするかが大きな要因であったわけですが、例えば今さら申し上げるまでもありませんけれども、今年度の状況を見ますと、これが逆転をしまして、大体5億ぐらいいわば経常費でも歳入が上回っていると。もちろんこれ当初予算でありますから、これから新しい市長によっていわば政策予算を組むときにこれはまだまだ減っていきますけれども、そういうふうにして私は行財政改革やりました。

その中の一つに市長の公用車がもちろんあるわけでありまして、これも行財政改革の一環にのせながら検討すべきものだと、そうだと思います。その一つは、市長専用車のために運転者も専用の方がおられるわけです。それは、朝夕の送り迎えをしておったわけがあります。そして、一たん役所へ来てみると、必ずしも朝から晩まで車を利用するということがそうそう毎日あるわけでもない。したがって、この送り迎えをやめて自分の車で通勤をする、あるいは公的機関を、バスを利用して来ることによって、これは専用のいわば運転手というのは必要はなくなるのではないだろうかということで、私は囑託職員に切り

かえをいたしました。送り迎えはしないというようなことで、そういうことでやはり全体の市長車をどうやっぱりやるかということで、決してこれだけ優遇してしたのでなくて、やっぱり行革をしてきたと。しかも、私は当時新しい車を買うべき予算編成したのですけれども、当時の財政状況は大変苦しゅうございましたので、これをやっぱり中古にしたという経過あるわけです。ところが、中古で経過をして、今見ますと、本当にそれがよかったかどうかという問題があるわけです。もちろんやっぱり3年なり過ぎた車でありますから、維持修繕費がかかってくる、同時に耐用年数もやはり中古であるだけにやっぱり短い時間になる、そういうようなことからしたとき、やはり新しい車のほうがまずいいのではないだろうかということでもやりましたのと、それから議会にもお願いをして、議長公用車もたまたま年数がたってきた、市長公用車も年数がたっている、そういう意味から2台を1台にして、しかもこれを市長専用車だとか議長専用車でなくて、共用車にして、あいている場合には使えばいいのではないだろうか、議会も使う、市も使う、もちろん市の職員の副市長も使う、あるいは教育長も使う、一般の部課長も使うというようなことで、そういうふうにして私は改革をしながら今日に至っているということなの。ですから、その辺を全体的に見てこうあるべきかということを考えながら今日迎えて、今の財政状況からしてどうしても必要なこの車は購入せざるを得ない状況で、これを長もちさせるということ言うのは無理だと、やはりここで取りかえたほうが結果的には財政的にはいいのではないだろうか、そういう意味で今回購入することに決めたわけでありまして、その辺の点をご理解いただいてご賛同いただきたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私も議案第8号の平成23年度の一般会計予算についての総括質疑を大きく3点について行わせていただきます。

まず、1点目は、本予算において財政調整基金に約2.4億円ほどの基金への積立金が計上されていますが、特定目的以外、言うなれば市長が自由に使える基金、いわゆる貯金ですけれども、これは幾らになるのかをまずお伺いします。

2点目には、共用車の管理に要する経費、今質問が若干ありましたけれども、車両購入費についてお伺いをいたします。このたび購入する3,000ccの普通乗用車とワンボックスタイプのハイブリッド車についてお伺いするわけですけれども、先日21日に開催された総務文教委員会では一般会計の概要を説明する際に3,000cc乗用車を市長、議長共用車、ワンボックスのハイブリッド車を市、議会共用車と言われましたが、おととの9日の提案説明の際には3,000cc乗用車を共用車と、ワンボックスのハイブリッド車を多人数用途の共用車と説明されたのですけれども、委員会、議会とも公式な場であって、なぜこのように説明の内容が変わったのかをまずお伺いします。

2点目には、結局この2台はだれがどのような目的で乗るのか、今一部触れられておりましたけれども、再度ご質問をいたします。

この点についての最後の質問は、それぞれ予算計上上の今の2つ、3, 000ccの乗用車、それからワンボックスタイプのハイブリッド車の関係ですけれども、大体幾らぐらいの車両になるのかどうかお伺いします。

大きな3点目なのですけれども、こちらは教育費の幼稚園就園奨励補助金についてをお伺いをいたします。私の調査によりますと、砂川市と近隣市町との補助金の額について大きな差があります。もちろん砂川市が低いということですが、そもそも幼稚園就園奨励補助金は私学助成のものであって、国の限度額が決まっています。教育委員会としては、他市町との大きな差を認識していらっしゃるのか、またそうであるならば、砂川市が低い理由は何なのかをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の1回目の総括質疑に対する答弁は、休憩後に行います。午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

引き続き総括質疑を続けます。

小黒弘議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 私のほうから基金と公用車の関係についてご答弁申し上げます。

最初に、基金の状況でございますが、平成23年度当初予算における各種基金の年度末残高につきましては、特定目的基金を除きますと、財政調整基金は15億4,744万4,000円、まちづくり事業基金は1億1,530万9,000円、社会福祉事業振興基金は9,102万7,000円、減債基金は1億1,000、失礼しました、1億139万5,000円であり、総額では18億5,517万5,000円となるものであります。

次に、公用車の関係でございますが、最初に総務文教委員会の説明と違うのではないのかということでございますが、2月21日開催の総務文教委員会において平成23年度予算の概要として総務部所管の新規事業を中心に説明をしております。予算の概要、6ページ、5の財政運営の(1)、公用車更新事業として、共用車2台、専用車2台を購入する経費として説明し、そのうち共用車の関係では、1台目の共用車は市長、議長用として乗用車を1台予定しており、それは現在の市長公用車を廃止し、更新するとの説明をし、2台目の共用車は議会、市役所用として8人乗りワンボックス車1台を予定し、現在のデポネアを廃車して更新する旨の説明をしております。新年度予算の提案説明に当たりましては、多人数で利用する8人乗りワンボックス車の説明扱いを再考しまして、これまでのデポネアの使われ方と違うことから、デポネアの更新という説明を訂正し、ワンボックス車は新たに購入とし、市長車とデポネアの2台は廃車し、1台にして更新したいとするほう

がわかりやすいものと考え、再整理したものであり、車の用途、台数、共用車であることには変わりはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、だれが利用するのかということでございます。市長専用車、デボネアを1台とする共用車については、主に市長、議長の公務、出張などに利用するものでありますが、双方が利用されていなく、特別職などの利用が生じた場合は利用していただくものであります。ワンボックス車は、市役所側、議会側双方で多人数での移動などのために共用して活用するものであります。

次に、車両の予算であります。共用車は3,000cc、4WDタイプの乗用車を購入予定であり、予算計上額は543万9,000円であります。また、ワンボックス車両は、2,400ccの4WDタイプのハイブリッド車を購入予定であり、予算計上額は459万円であります。

以上であります。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから幼稚園就園奨励補助金が他市町に比べ低くなっている要因とその認識についてご答弁を申し上げます。

幼稚園就園奨励補助金につきましては、就学前における幼児が人とのかわりや基本的な生活習慣を身につけるなど、小学校教育へのスムーズな引き継ぎが行われるよう幼稚園教育の振興を図るため、幼稚園に就園している児童の保護者に対して経済的負担を軽減することを目的として保育料の一部を補助するものであります。当市の幼稚園就園奨励補助制度につきましては、平成16年まで国から補助対象となる世帯区分ごとに示されていた補助金をそのまま適用し、交付しておりましたが、平成16年度に市民参加を得て行った行財政改革において、国が示している負担率を超える補助金が交付されていたことや対象となる市民税所得割区分の基準が地域の実態に合っていないことなどが審議された結果を受けて、平成17年度から対象世帯となる市民税所得割区分を地域の実態に合わせて見直すとともに、国が示している各区分の補助金の負担率をそれぞれの幼稚園の保育料に乗じて得た額を幼稚園就園奨励補助金として交付するよう制度の見直しが図られたところであります。他市町と比較した場合の補助金につきましては、近隣の滝川市、奈井江町、新津川町などより低くなっているところでございますが、この要因として他市町では国から示されている世帯区分ごとの補助金をそのまま適用して交付しているところが多いことによるものと考えております。幼稚園就園奨励補助制度については、国が全国の幼稚園の保育料の平均や世帯の経済状況をもとに各区分の補助金とその負担率が示されているものであり、同制度の運用に当たっては国の考え方をもとに地域の実態に応じて適正な基準を設けて交付されるべきものと考えております。このことから当市の幼稚園就園奨励補助制度については、国の制度運用の考え方にに基づき地域の実態を加味して適正に運営されていると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最初に、基金についてお伺いをしたのですけれども、実は思えば六、七年前の話ですよ、ここに私は砂川市の自立の方策という平成16年8月に作成されたものを持っているのですけれども、このときは市町村合併、4市2町の市町村合併の検討会が、協議会が設けられて、滝川の離脱によってこの合併がほぼ破綻になって協議会が解散され、砂川市は単独で何とかやっていかなければならないというような時期でありまして、このままいけば、その平成16年当時ですけれども、砂川市の財政は入るお金より出るお金のほうが多くなって赤字になってくると、今まで積んできた基金もだんだんなくなってこのままでは夕張のようになってしまうというようなことで、市長を筆頭に住民のもとに説明会を何カ所も行われてきたことを思い出すわけですが、その当時は平成16年の基金というのは9億円を切るか切らないかという本当に厳しい状況であったと思うのです。ところが、その後六、七年経過してことしのこの平成23年度の予算では、先ほど総務部長がご答弁あったとおりで、市長がある程度自由に使っていけるような今基金ということでお伺いしたわけですが、その合計額が約18億5,500万というふうになってきたということが今報告されたわけですが、もちろんこれはもう市長の手腕によることであると思いますし、大変なご努力があったことでこのぐらいまでの基金の積み立てができたのだろうというふうに思っています。ただ、そのときに砂川市の自立の方策の中で今後の自立をしていくためには大変な痛みを伴っていかなければならないと、こうやって市長も言われて、相当多くの市民サービス、あるいは補助金、いろいろなものが本当に多くカットをされました。ところが、そのカットされたものは、今もってほとんど見直しされたり復活されたりしてきているものはありません。つまり貯金はたまっただけけれども、切られた市民サービスはそのまんまというのが今の状態だと思えます。

先ほどの幼稚園の就園の奨励補助の関係なのですけれども、次長のお答えでいえば、要するにちょうどその平成16年、行財政改革のときのお話でした。私は、まずそちらのほうからお伺いをしていきたいと思うのですけれども、こんなに基金がたぐさんった、ある程度ゆとりがあるというような状況になったにもかかわらず、その大変だと言っていた、そしてこの市民サービスを切っていかなかったら砂川市はつぶれてしまうという、その状況とほとんど変わらない状況で子育ての大事な幼稚園の奨励金というのが据え置かれてきているということが今はっきりわかったわけです。教育委員会としても、少なくとも周りの市町よりは低いということは認識されているようです。ただ、それが適正に運用されているのだというふうにおっしゃっているのですけれども、私はこの話はどこからまずどうなったかということなのですけれども、幼稚園に子供さんたちを通わせている何人かのお母さん、お父さん方から聞いたわけです。同じ幼稚園に行っているのに、このまちから来た人とうちのまちから行った人と補助金の額が違うのだという話なのです。それも相当な金額の差があるのだというお話を聞いて、それから私は調べ始めたのですけれども、愕然

としたほどの金額の違いでした。これ具体的にある程度言わなければ理解がされないと思いますので、この幼稚園の奨励就園補助金というのは、まず所得税、いや、市民税の区分と、それから第1子なのか、同じ幼稚園に2人以上通わせているのか、あるいは小学校で幼稚園の子供と一緒にいるのかということによって変わってくるのですけれども、特に生活が相当大変だろう、だけれども幼稚園に通わせたいという世帯の部分で他市町との比較を今お話ししたいと思うのですけれども、例えば生活保護、あるいは市町村民税の非課税世帯の第1子、初めての子供さんを幼稚園に通わせようということ为例にとりましてけれども新十津川町、奈井江町、私赤平町も調べました。深川市も国の基準に準ずるというふうに規則は書かれているので、同じです。第1子の場合、そちらのほうは年間22万円の補助金が出ます。ところが、砂川市は、これ平成22年度ですが、砂川市は11万7,200円です。もうほぼ倍違う状況になっています。それから、例えばもう一つ、年収350万から370万ぐらいのご夫婦とお子さん2人ぐらいいる平均的な家庭の場合でいって、その家庭で年収のその部分で、では第1子の場合どうなのかということになるのですけれども、そのときでも先ほど言ったとおり新十津川、奈井江、赤平、深川はこれ10万6,000円、ところが砂川市の場合は6万7,400円しか補助金が出ていません。これ現実の話です。これだけ差があると、やはりお母さん方の中でも当然話題になります。おたくのまちはどれだけもらっている、でもうちのまちこんなにしかもらっていないという話が今現実なのです。何で同じような幼稚園に通いながら、うちのまちとよそのまち、決して財政豊かだと僕は思いませんけれども、よそのまちも、そこでこれほど補助金の額が違ってくるということは直接的に何を思うかといったら、子育てに対する支援って足りないのではないの、砂川市というふうに思われても仕方がないのではないかなというふうには私は思うのです。

それで、この削減の効果は全く見事なものでして、先ほど平成16年度に、奨励金のまだ切る前の状況ですけれども、砂川市の一般財源から出ていたお金は1,000約500万ほどありました。ところが、平成21年度になると幾らになっているかというと、710万円です。半分の行財政改革の効果があったということです。私は、この平成16年度の行財政改革のときに幼稚園の奨励金の補助をカットというか、削減するというか、見直すことについて賛成しました。それは、これ以上このまんま続いていいたら、砂川市は本当に赤字になっていってしまうかもしれないという思いで賛成をしました。ところが、同じ時期に滝川市で何が起きたかといいますと、幼稚園に通わせている、滝川市も同じようにやっぱり国の基準を下げて市独自の基準を設けようと思ってやろうとしたのです。ところが、滝川市の幼稚園に通っている父母たちが抗議をしました。そして、教育委員会にお話をして、結果的には少しほかのまちよりは下がってはいるのですけれども、砂川市ほど落とすことはできないで今現在にきています。私は、砂川市の父母の皆さんがただ知らなかったのではないと思うのです。砂川市のいろんな危機的な状況をしっかりわかっても

らえて、滝川みたいな大騒ぎにならなかったのだと私は信じているのです。では、だからといって財政がある程度余裕を持ってこういくなってきたときに、そのまんまでいいのかどうかということをやっぱり私たちはいつも考えていかなければいけないのだと思うのです。同じように幼稚園通う子供たちに行政の手が、温かい手が、差別があつては、差があつては私はいけないと思うのです。この辺のことを教育長はどのようにまずお考えになられているのかということをお伺いしたいのですけれども。

それから、これはどこまで連動していくかわからないのですけれども、行政改革で平成16年1,500万あった補助金が、先ほども言いましたけれども、今では700万に落ちているということの影響かどうか、直接的な影響かどうかというのは僕もちゃんと調べていないからわからないのですが、ただ数字的なことからいえば、その平成16年度のときはうちの幼稚園は天使幼稚園しかありませんから、その天使幼稚園の通っていた園児の数を言いますけれども、平成16年では203人の園児が通っていました。そして、その補助金をもらえる補助の対象率というのは80%あったのです。園児を通わせている80%の家庭では、補助金がもらえていたのです。ところが、平成21年になると、その16年に203人いた園児が今天使幼稚園では141名になっています。何と60人も園児が減ってしまっているのです。そして、補助の対象率は62%に落ちています。これ以上天使幼稚園に通う園児が少なくなったら、もしかしたらこの天使幼稚園経営成り立っていないかもわからないのです。そうなったら、砂川市、本当に困ります。あとは保育所に行かせるか、家庭で面倒見るか、それしかなくなってしまうのです。それぐらいの私は今落ち方だと思っているのです。これ60人も落ちていくということは、多分年間二十数万円の保育料だろうと思いますから、かなりの金額が収入減になってしまうということにもなるわけです。さっきも言ったように、それが本当に直接的に影響があるのかどうかはわかりません。わからないのだけれども、この現状というのをやっぱりしっかりとらえていく必要はあるだろうなというふうに私は思っています。先ほども教育長にお伺いするとお話ししましたけれども、もう一点お伺いするのは、今後どうするおつもりかなのです。この他市町、特に近隣です。本当に隣り合っているまちの中で砂川市がかなり、さっき数字を申し上げたとおりで、低いというこの現状をこのまんまほっておいていいとお思いなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それで、こうやって子育てに対してかなり行財政改革の効果をしっかりとってきた段階で基金も積み上がってきた、先ほどの共用車の話も、質問をさせていただきたいのですけれども、先ほど一ノ瀬議員のご答弁の中で市長はこんなようにおっしゃられました。私が今言ったように、16年からの行財政改革を何回もやってきた、そろそろ基金もいい状況になってきて、少しゆとりが見られるような状況になってきた、私からしてみると、だから2台の3ナンバーの高級乗用車を買おうというふうに関心したのです。1台は、先ほどの540万、3,000ccの4WDです。もう一台は、これワンボックスカーのハイブ

リッドといったら、エスティマか、今アルファードという車しかないのです。それぞれ高級車です。当然459万円です。これ2台合わせると1,000万です。片や就園補助金に700万円切っておいて1,000万円、僕はあえてこんな挑発的な話今していますけれども、そういう気持ちになるのが市民の感情ではないかなと私は正直思います。今その公用車の関係でだれが乗るのですかと端的にお伺いしましたよね。そしたら、やっぱり市長と議長と、それから市長と議長が乗らないときは特別職が乗ると、それは3,000ccの4WD、多分クラウンとかセドリックとかという、こういう車種だと思うのですけれども、それからエスティマではなくてワンボックスカーのハイブリッド車のほうは議会か市役所が乗ると。誤解がないように、市民に誤解がないようにここで言いたいのですけれども、クラウンクラスの乗用車、あるいはワンボックスカーのハイブリッド、これも議長、議会と入っていますけれども、議会全体でこういう車が欲しいと要望したことはないというふうには思っていますが、少なくとも私はその話し合いには参加しておりませんが、どこから議会がどうしてもというお話が出たのでしょうか。あえてわざわざ市長、議長共用車、それから市役所、議会の共用車、こういうふうにおっしゃられるというのはそれが無い限りはどういう理由でこういう車を買おうというふうになったのかが私には理解できませんので、ぜひともその辺のところはお伺いしたいと思っております。

それから、先ほどの総務部長のご答弁で、やはりクラウンタイプのそういう乗用車は市長が特に乗る車なのだろうなというふうにわかりました。市長は、もともと持論としてずっとおっしゃってこられたのは、市長はもう激務なのだから、当然その市長専用車があっても必要だと、これ言うにはばからなくて今までやってこられましたよね。それはそれで市長の考えとしては全く別に、私は違いますよ、全然、その感覚とは違うけれども、市民から選ばれた市長がそういうふうと思うということは、それで3期もやってこられたということは、それはそれでもう認めざるを得ないのです。だけれども、僕が問題なのはこの時期なのです。市長は勇退されると、もう宣言されたのです。もう次の市長にはならないのですよ、市長。今これから私たちも市長になろうとする人も選挙あるのです。そういう時期になぜやめられる市長が市長の乗る車を今買わなければならないのかということなのです。これもしかして今僕らが賛成してこの市長、議長共用車を買ったとします。ところが、今度市長選挙に立つ人がおれは市長専用車なんて要らないと、どこかのまちの人みたいに、いや、おれ軽の乗用車でいいのだという人かもしれないし、あるいはこれもよその町の町長みたいに、なるべくなら電車や公共機関使う、町内で動くのだったらタクシー使う、こういう人がもし当選したらどうなります。その人は、今度買った市長専用車を競売にかけてなくすか、どうするかということをするわけです。何でやめていかれる市長が今次の市長のための専用車を買わなければならないのでしょうか。これは、もう全然時期的にも何にしてもおかしなときです。この市長が、議長も一緒でもいいですけれども、乗る車は選挙をくぐった新しい市長がどうするのかという、まさに政策的な予算のはずです。

市長選挙のときに市長専用車を廃止しますと立つ人もいれば、市長専用車は必要ですと立つ人もいます。市長もこの経験は味わってこられてきていると思うのですが、市長の乗る車をどうするかというのはそれほど市民にとっては関心の高い、市長選の十分政策的な対立となり得る案件です。ですから、次の市長になった方が、もうすぐ4月です。5月になったら、新市長が誕生するのです。その人が政策予算をちゃんと出すのが6月です。だから、そのときに自分の市長になった人が思いとしてきちっとそのことを提案すればいいのではないですか。そのときには私たち議員も新しい議員がそろっているか、私もこの席に立っているかどうかわかりませんが、その皆さん方が決めればいいことではないですかと私は思いますが、市長は首を横に振っていらっしゃるので、ぜひその辺のことも含めてご答弁いただければと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) まず、共用車の件でご答弁を申し上げたいというふうに考えますけれども、今議員は共用車、市長専用車というお話をされましたけれども、これは政策予算だというふうにおっしゃられました。私どもは、これは政策予算でも何でもなくて業務上必要な車であるというふうには実は認識をしております。そんな関係で業務的な話を若干申し上げますけれども、市長は時間から時間で動いているというような状況が実はございます。1つには、例えば札幌へ行く場合に業務的には例えば道庁へ行くというような部分もありますし、さらに開発局というようなこともあります。さらに、石狩川開発建設部、それから札幌土木現業所、これかなり道庁とは距離が離れております。そんな関係でこれは共用車というか、公用車でなければ非常に都合が悪いというような状況もあります。さらに、岩見沢なんかも例に挙げますと、岩見沢、今現在空知総合振興局でございますが、空知総合振興局へ行く場合もある、それから国の出先機関、道の出先機関、農業事務所ですとか東部耕地出張所というような部分もあります。この公用車があることによってそういう出先にもスムーズに出かけられるというような部分がありますし、そういう状況の中で今まで業務を遂行してきていただいた中では、例えば例を1つ申し上げますと、北海灌漑溝の三砂地区のサイホン化の問題が1つはございます。そんな関係で農業事務所、東部耕地出張所等々も相当出向かれております。そんな関係もあって、これは当初相当砂川の負担が予定されておりました。これ何億も負担が予定されておりましたけれども、これは政治的な首長、トップの要するに交渉というような部分もあって、相手方も相当配慮をしていただいたというような状況もあって、億の負担金が何千万に縮小されたというような実は部分もありますし、例えばこの近隣で申し上げますと、例えば石狩川河川事務所、それから道路事務所、それから滝川の土木現業所というような部分もあります。さらに、東京へ出張する場合については、新千歳まで時間から時間まで結局行かなければならないと。これは、なぜ今更新しなければならぬかという部分については前段、一番最初申し上げました業務用必要だというような部分で申し上げましたけれども、今この市

長の行動、さらに議長もそうですけれども、この行動については途中で、今前段総務部長のほうから申しあげましたように、車が今現段階でも非常に調子が悪いと、ハンドルにぶれだとか、ブレーキの調子が悪いだとか、それからデボネア等々については高速道路なんかを走るときに、私もデボネアには何回か乗っておりますけれども、ある一定の速度になると異常におかしな音がするというような部分もありましたし、さらにホイールのナットが外れたような音も実は私自分の耳で聞いております。そんな状況の中で首長が途中で事故があったときに、いろいろな仕事の関係ですとか、会議の関係等々についてはおくれられないというような状況もありますから、そんなような状況でこれは買わなければいけないというような状況がございます。

それと、若干蛇足になりますけれども、今クラウンというようにお話でございませぬけれども、これは他の自治体、隣の奈井江町長については公用車を廃止というように状況もありますけれども、例えば隣の砂川、例えば新十津川、浦臼等々についてはクラウンより格上の車を市長、町長公用車として使っておられるというように状況もあります。さらに、いま一度お考えいただきたいのですけれども、今これだけモータリゼーションがそれぞれ発達して、車がなければ日常の仕事も非常に非効率的になるというように状況があります。そんな状況があるだけに、この公用車がなかったら、相当不便な状況になってくるといふようなことも想定されます。さらに、もう一点申し上げますと、市長も議長も市民の代表であり、さらに議長は議会の代表でもある、それぞれ市民の負託、選挙の洗礼を受けて出てきているというように状況の中で他の自治体、これは比較になりませぬけれども、他の自治体の公用車よりも格下のクラウンというように状況でございませぬから、そこから辺についてはこれはぜひ公用車は必要だというように部分でご理解をいただきたいというふうに考えるところでございませぬ。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） やめる市長が次の市長のためになぜ車を買うのだということなのでしょうけれども、たまたま私の任期中に市長専用車は車検をとらなければならなくなってきたのです。したがって、これを車検をとるのか、新しい車を買ったほうがいいのか、加えて7月になると、たしか議長もそういうこと、したがってそういういわば決断をしなければならないときなのです。私自身は、前々から言っているように、市長の専用車本当は欲しいなというつもりでやってまいりましたけれども、行革の一環として共用車に切りかえをするというふうになったわけでありませぬから、私自身は必要であるというふうに思ってきたわけだから、当然次の市長の方もその車を利用してやるべきであるだろうと、それが為政者の責任だと私は思っている。次の人はどうでもいいのだと、そういう無責任なことはならないと。あなたは、必要だと車今まで乗っていたのに、今度の市長乗るのはどうでもいいのだというふうな理論には私はならない。ですから、これが例えば車検がもっとおくれるのだと、新しい市長のときに車検が来てどうするかという判断をす

る時期ではなくて、現市長の段階でもう既に車検が切れたとすれば、乗ることはできないという状況だから、今内部で十分検討したときに私自身は今後ともどなたが市長になっても必要なものであると、そういうことで今回2台を1台にしたということでございます。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) お尋ねのありました幼稚園の就園奨励補助金につきまして、教育委員会の考え方はどうかというお尋ねがありました。私は、この制度につきましては就学前の教育の充実を図る上で幼稚園就園に係る保護者負担の軽減につきましては就学前の教育を義務教育のほうにつなげていくということでは大変重要なことであるというふうに認識をしております。ただ、この保護者負担の軽減につきましては、先ほど議員さんのお話にもありましたとおり、砂川市が自立の道を歩むことが必要であるという、そういうことから早い年度から行政改革が進められまして今日に至っているところでもございます。制度の話は、十分議員さんもお承知だと思いますけれども、現在この制度の国の基準による国の補助につきましては3分の1以内ということになっておりまして、100%の補助ではありません。ただ、ことしのお願いをしている23年度の予算ベースでいきますと、現状の制度の中では869万2,000円をお願いをしております、補助金につきましては21.6%の187万7,000円を見込んでおりまして、一般財源の持ち出しが681万5,000円という、そういう状況にありまして、年々この一般財源の持ち出しが多くなってきているというのは現状であります。ただ、この制度につきましては、私どもも十分関心を持って調査をさせていただいておりますけれども、現在道内の市町では議員さんのお話のありました額の高いとか低いとかという、そういう問題以外に地元以外の幼稚園に就園する方については補助金については対象外とするところや、あるいは市町村民税の所得割の課税されている方は対象外にしているという、そういうところも現在出てきている状況であります。このような状況でございますので、砂川市といたしましては国が定めております保育料の全国平均の年額の29万9,000円を国は基準として定めておりますけれども、砂川のお子さんが通う地域の実態を調査をさせていただきますと、22年の砂川市の市民のお子さんが135人が通う天使幼稚園におきましては年額で22万4,400円であります。さらに、隣まちの滝川幼稚園に12名が通いますけれども、これが21万円。それと、30人が通う新十津川幼稚園につきましては24万円という、そういう額でございます。それと、お一人が通う奈井江幼稚園が20万6,000円ということでありまして、いずれも全国の基準の平均値より低い額となっておりますので、砂川市におきましては国の基準ではなく、砂川初めそれぞれの地域の保険料で基準を定めさせていただいて現状まできているのが現実でございます。

それで、先ほど補助金が低いから砂川の天使幼稚園の運営に影響を与えるのではないかというお話がございましたけれども、これはまさしく議員さんがおっしゃっていた年度から、現状の年度からいきますと、大変少なくなってきているのは現実でございますけれども

も、これが補助金の額が定額であるということで直接的な天使幼稚園の経営に大きく影響を及ぼすというふうに子どもは考えておりませんで、他市町村の幼稚園に通われているのはやはり砂川の保護者の方がそれぞれのご事情でそれぞれの地域のサービスが違うところに入所されて、入園されているのではないかなというふうに考えているところでもございます。

それと、砂川市は今後どうするのかというお尋ねが最後にございました。これにつきましては、教育委員会といたしましては、この制度につきましては少子高齢化の中の少子の部分で子供さんを大切にすること、保護者の負担も軽減するという国の制度でございまして、これらの国の制度の趣旨を十分生かした中で地域の実態に応じた砂川らしい今の基準で制度を運用してまいりたいというふうに考えておりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私には3回の質問しか許されていませんので、最後の質問になるのですけれども、教育長は僕の質問に答えられていませんよね。教育長は、そういう答弁される方とは僕は思っていないのです。子供たちのこと、よく考えてくれていますよね。学校教育のことも幼稚園のこともです。できればよそのまちの子供と同じような、そういう教育、幼稚園も教育の一環だと思うのですけれども、そういうものをやはり子供たちに与えたいという思いが一番強い人だと思っているのです。だけれども、これだけの現実がある、これだけの差があることをそのまま継続しようとおっしゃいましたよね。それは、どこから出てくる本当に言葉なのでしょうか。だって、よそのまちと倍以上違うのです。いや、倍以下です。それで、うちのまちは子育てで教育にもちゃんとしているのだと言えるのですか。さっきどなただったか、土田議員のご答弁の中で周りと比べてそんなに遜色ありませんと言って、要保護、準要保護のことですけれども、今回は遜色あるのです。しかも、大きな差があるのです。それを見直すなり検討するなりの言葉もないで、今の現状のまんま維持するとおっしゃる教育長の気持ちが私にはわかりません。もう一度お答えください。本当にこのまんまでいいのですか。

同じことですけれども、市長、副市長も何ですか、僕にしてみたら、新十津川の町長と上砂川の町長と何の車乗っているからって、そっちのほうが格が上で、下だなんていうこと、何にも興味ありません。何なのですか、それ。本当に情けないです。今砂川のまちはどうなっていると思いますか。今倒産する、閉店する、お店を一時お休みする、こういう企業や商店が相次いでいるのです。子育ての世代は、だんなさんだけの収入ではやり切れずに、奥さんもパートなんか頑張って一生懸命子育てしているのです。建設業界は、公共事業が削減されて苦しんでいるのです。そうして、高齢者は死、死ですよ、死ぬということ、大きな大きな難題抱えながらも少ない年金頼りに毎日毎日つつまやかに暮らしているのです。僕今いろんなところ歩いて回っています。砂川のほとんどの人たち、こうい

う生活です。市長が専用車を持って、運転手も嘱託になった、その生活とはまた違う生活が砂川市内ではあるのですよ、市長。今私たちが考えなければならないのは、市長、議長の公用車の購入ではなくて、子育て支援が十分なのか、市民の皆さんが本当に日々安心して安全で暮らしているのかとか、そういうことなのだろうと思うのです。多少なりとも基金が積み上がっていったのならば、何でそういう部分にいち早くその基金を入れるという施策ができないのでしょうか。滝川市は、保育料を全分類で10%削減するとこの前新聞に書かれていました。どうしてそんなに隣のまちで考え方が変わってくるのでしょうか。さっき副市長がおっしゃられたのは、クラウンかエステイマかもうわかりませんが、この2台は業務上必要な車であるとおっしゃいました。細かく道庁行ったときとか、どこかの役所行ったときとかのお話をされました。僕も日常車乗っていますから、車が大事なことはよくわかります。業務上必要な車は、当然必要だと思います。だけれども、隣のまちよりは格が上とか下だとかという車、ではそういう車が業務上に必要な車なのか。500万、400万出した車でないと業務上の車として使えないのですか。僕は違うと思います。これ以上言っても、ただただ自分がしゃべっていることがむなしくなってくるので、もうこれ以上のお話はしませんけれども、少なくとも今の砂川の市内の経済状況、まちの状況、いろんなものを考えたときに、そしてこれから市議選、市長選があるこの時期に市長、議長共用車は私は必要ないというふうに考えております。何かご所見があれば、教育長も含めてお伺いします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 まず、幼稚園の就園補助の関係について私のほうから申し上げたいと思います。

私も議員生活も長くて、就園補助制度を砂川導入するのがおくれました、他市より。それで、議員の立場で、少なくとも国がせっかく今まで国民の願いを何とかしてくれということで制度をつくったのに、市はなぜやらないのだろうというようなことで、当時の予算は予算の範囲内ということであったようです。当時5,000円ぐらいだったと思うのですけれども、入れられた経過あります。ただ、議員の立場になればそうなるのでしょうか。けれども、砂川市政全体を見て悪いところだけピックアップしてそれはどうなのだと、それでは逆に言うと他市より誇っているものは下げろということなのではないでしょうか。やっぱりそれぞれの市政によって、まちによって福祉の中でもこれに重点的な予算編成をする、したがってこちらのほうはもうちょっと待ってくれというような、そういう予算というものはあるべきものでありまして、すべて均衡に最高のものということには私はならないと思うのです。したがって、よく砂川市の全体の予算の中でどうなのだろう。例えば教育の問題でも、耐震性でもこの空知管内でも1番になるように耐震にやりました。他市は60%から70%です。それでは、30%要らなかったのかということになるのです。ですから、私は、予算全体の政策の中で、あるものは他市より誇るものもあると、あるいはあるもの

は他市より劣るものもあると、それが予算全体の私は中身だと。言われていることは、私わからないわけでありませし、今後の市長がそういう問題に目を触れて優先順位はこれだというふうになれば、そういうことになるだろうけれども、今の私の中はあくまでもこの3月議会というのは予算議会でありますから、予算の政策の選択の議会でありますから、私の期間中においてはいかに言われようと予算にないものをやりますということにはならないわけでありますから、その辺はひとつご理解をいただきたいと。

それから、副市長はちょっと答弁に行き過ぎた点もあるけれども、そういうことではなくて、必ずしも今市長の車、あるいは共用車が他市よりも誇った特別いい車を入れようとしているのではないのではないかと、他市町村ではこういう車も入っていますよと、そういうことを実は言っているのです。私もこの公用車なり、あるいは共用車なり買うに当たって、やはり何とかお金のかからない方法ないだろうかということで、私は一ノ瀬議員にもお答えしたようにどうしても公用車は必要だと。だけれども、今のまま公用車を買うことは、市民的に合意を得られないだろうと。そういう意味では、やはり専属の運転手はこの際廃止をします。そういうことを申し上げているのと同時に、議長、市長の専用車から共用車にして1台にすると。したがって、そういう全体のところを見ながら予算のありようというものを酌み取ってもらいたいということでございまして、副市長の行き過ぎた点もあったかと思えますけれども、言いたかったのは決して他市より一番立派な車を市長の専用車にするとか、議長の専用車にするというのではなくて、そこそこの車を欲しい、まず車は必要だと、そういうことをご理解いただきたいと思えますし、幼稚園の就園補助についても全体的な予算の中で今後やはり検討していくものは検討するようになるのだろうと、私はそう思っております。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君 議員さんからお尋ねのありました砂川の教育行政につきまして、私は子供を思う気持ちはだれにも負けないつもりで担当させていただきました。ただ、この補助金につきましては、補助金の制度につきましては市全体の行財政改革の中で実施をしてきているものでございまして、ただこれは今後の見直し等については私は今回の答弁の中で触れておりませんが、全体的にはやはり市全体の中の行政改革の中で話し合いがされるというふうを考えておりますし、現状の中では今砂川市の教育行政が進められております学校教育、社会教育すべての面で子育て支援等々につきまして全体を見ていただきましてぜひ判断をしていただきたいものだなというふうに思っております。本当にこの件に関しては他市町村よりは高い低いの問題はもうこれ十分認識をしておりますので、今後の絶大な課題になっているということはもう十分承知をしておりますので、市全体の行政改革の中で話し合いがされ、それぞれ方向性が見出されるものであるというふうに認識をしておりますので、総体的にご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第8号の総括質疑を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

総括質疑を続けます。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算について質疑をさせていただきます。

市長の予算編成方針によれば、平成24年度から始まる第5期砂川市老人福祉計画・介護保険事業計画を策定するとなっておりますけれども、政府は平成24年度の制度改正に向けて介護保険法の改正案を今国会に提出するようであります。それによりますと、介護保険の給付費が大きく伸びているために、65歳以上の介護保険料は、市町村が3年ごとに改定するようでありますけれども、平成24年度以降は大幅に引き上がるのではないかとというような心配がされておりますが、砂川市の場合の見通しについて、まずお伺いをいたします。

2点目に、今度の政府予算を見ますと、政府は特別養護老人ホームのユニット型個室に生活保護受給者も入居できるように、社会福祉法人が生活保護受給者の負担軽減を行う場合、その一部を国が補助を行うというようでありますけれども、その内容と砂川市の福寿園への生活保護世帯の入居は可能なのかどうかお伺いをいたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 介護保険の関係でございます。政府は、平成24年度の制度改定に向けて、平成24年度以降大幅に保険料が引き上がるのではないかと心配されておりますが、砂川市の見通しについてどうであるかというご質問でございます。国で

は、介護保険料の上昇を抑制するための財政安定化基金の取り崩しなどを盛り込んだ介護保険法等改正案を閣議決定し、国会に提出する予定となっております。この改正案では、平成24年度を初年度とする3年間の第5期事業期間を見据え、医療と介護の連携の強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、認知症対策の推進などのほか、介護保険料の急激な上昇の緩和を図ることとしており、保険料につきましては第4期の全国平均月額4,160円が自然増や介護報酬の改定などにより5,180円に上昇すると試算されたものの、この上昇を緩和するために都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しと第4期中の市町村準備基金の取り崩しにより5,000円程度に抑えたいとしております。本市の平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険料は4,300円ですが、平成24年度から第5期介護保険料の算定に当たっては、平成24年度から平成26年度までの事業期間の高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス料の推計をもとに国の介護報酬改定などを加味しながら、3年間を通じて介護保険財政の均衡が保てるよう、国の法改正を注視し、適正な保険料の設定に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、政府は、特別養護老人ホームのユニット型個室に生活保護者も入居できるように、社会福祉法人が生活保護受給者の負担軽減を行う場合、その一部を国が補助をするようだが、その内容と福寿園への入居は可能なのかというご質問でございます。社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減につきましては、制度により介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困窮者の利用負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業であります。この事業では、これまでは生活保護受給者は対象外でしたが、社会保障審議会での生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう支援のあり方について検討すべきとの意見を踏まえ、国では平成23年度から生活保護受給者の個室の居住費に係る利用者負担額について軽減対象に含めることといたしました。現在国から要綱改正の通知は発出されておませんが、改正されますと、ご質問の福寿園につきましても入居可能となりますので、社会福祉法人における当該事業への取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

先ほどご答弁ありましたように、国は介護保険法の改正案を今国会に提出するというところでありまして、まだ決定されたわけではありませんから、私も深くはお聞きいたしませんけれども、砂川市もそれに基づいて介護保険の福祉計画を立てるということではありますが、非常に私も心配しているのは、先ほどの説明もありましたように、現在の介護保険料の全国平均が4,160円、それがその法律に基づいてやると5,180円になり、少し軽減しても5,000円ぐらいだというふうに言われていますが、砂川市は現在4,300円と国よりも負担が大きいのです。そうすると、5,000円ではおさまらないのでないかという心配がありまして、これは前回も砂川市は三千幾らから四千幾らに引き上げざるを

得なかったという状況もありますけれども、さらに1,000円近く引き上げなければならぬということは、これは非常に介護を抱えている家庭とか介護保険者の皆さんの負担、65歳以上の方ですから非常に負担が大きくなるのではないかなというふうに言えます。先ほどお話ありましたように、安定化基金とか準備基金などを活用して幾らか下げるということでありますけれども、実際には先ほども話ありましたように下がっても180円ぐらいしか全国平均で下がらないわけで、5,000円を超える自治体が多く出てくるのではないのかという心配がありますので、先ほど部長は適正なというふうに答弁されたのですが、見通しとしては私自身も砂川市の場合でも5,000円を超えるのではないかと思います、そんなことはないのかどうなのか、ちょっともう一度お伺いしたいなというふうに思っております。

それから、2つ目の特別養護老人ホームのユニット型の個室、これは砂川市が新しい福寿園を建設するときもすべてユニット型で、その最大の課題はいわゆる生活保護世帯が入居できないというのが、したがって多床室も幾らかならないかというようなことでも随分質疑もされた点もあるのですが、残念ながら国の制度上すべて個室にしなければだめだということで、すべて個室にされて、生活保護受けている方は砂川市以外の施設に入所しなければならないという残念な結果になっていたわけでありまして、これも全国的な市民運動や皆さんの声が届いて、やっと個室についても国がその一部の補助を、入居する場合には一部の補助金を出すようになりました。今の部長の答弁を聞きますと、砂川市でもそういうことが可能だというふうに言われているわけでありまして、その場合、もう一度改めてお伺いしますけれども、市の負担が、さっき国と道と市のというふうに、一部負担というふうに言われましたけれども、砂川市の負担があるのか、もしあるとすれば負担割合は、国と市と道の負担割合はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、介護保険料の関係でございまして、適正に料金の設定をしていきますという中で現実問題どうなのだという状況でございまして、これにつきまして3年間の介護保険料を決定いたします。これについて、恐らく今回平成23年度に策定作業始めますけれども、やはり国から統一したワークシートというのが示されます。そこで、それぞれ給付額なり、そういったもの当てはめていって、そして国なり、あるいは道の負担、そして市の負担はこうあるので、保険料は被保険者数がこうであるから、その際には所得状況はこうであるから、こういう料金ですというワークシートがあるので、今その状況がまだ定かではありませんけれども、概略はそういうふうになっているので、何ぼにという金額は言えません。ただ、砂川は今4,300円で、ある種他市から比べるとというお話ありました。これにつきましては、平成20年からの第4期の介護保険料の算定の際にもいろいろご審議をいただきました。そういった過程におきましては、そ

それぞれ経過がございまして、確かに砂川市は現在4,300円でありまして、他市よりも若干高いという状況でもございますが、その近辺を見ますと、平成12年からの3年間、あるいは平成15年からの3年間、第1期、第2期の介護保険料がどうだろうかというところ、砂川市は他市に比べて低うございました。そんな状況から給付費、サービスの量と絡んできますけれども、一概に高い安いというのは、あくまでも必要とするサービス量を見込んで3年間の設定でございまして、たまたま第4期については4,300円で運営していると。この状況でありますけれども、4,300円を第1号、65歳以上の方に負担をしていただいて今運営をしていますけれども、何とかこの平成23年度の予算も繰り入れはいたしますけれども、大きな繰り入れでなく運営できるのでないかという当初予算です。これも4月以降のそれぞれのサービスの量によりまして、そういったことを勘案しまして、やはり自分で持っている基金、あるいは今回法改正によりまして、それぞれ財政安定化ということで都道府県に拠出している基金がございますので、それを今回法改正でもって取り崩しも可能というようなことですから、それらを十分加味した中で十分その保険料について設定をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、ユニット型の関係で国、道、市がそれぞれ負担するというところでございまして、これについては軽減額の2分の1、これらについては国が、道がということになります。そして、残る2分の1の半分、4分の1、これについては地元市町村がということ、砂川市が負担をするというようなことで、全体で4分の3をそれぞれ助成をしていくということになります。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。介護保険料が今幾らと言えといっても無理なことで、これはまた提案されましたら審議される中身だと思っておりますが、ただ私ども心配するのは、国が今4,160円が5,100円、1,000円も上がって5,000円を超えるということがあって、本当に負担に耐えられるのだろうかという心配があるものですから、このあたりは部長答弁では適正にということで、ぜひ少しでも負担が……ならないようにと。

それから、今まで経過がありましたように、前回はそうでしたけれども、ほかの地域はその前の1期、2期、3期のときの基金を使って軽減するというようになっておりました。うちは、割と安くしていたために、基金がなくて1,000円以上値上げせんければならないという状況になってしまったのですけれども、そのあたりもぜひ今精査をしていただいて、本当に負担軽減を図るようにご努力をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、ユニットについては中身わかりました。ぜひそういうふうに制度改正されたわけですから、砂川市においてもすばらしい福寿園があるわけで、そこでも希望する生活

保護世帯の方が入所できることになれば、私も大変いいなというふうに思っておりますので、その辺ぜひ進めていただきたいなということを申し上げて、終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算について総括質疑をさせていただきます。

後期高齢者医療制度については、私どもは即時廃止して老人保健制度に戻すことを提案してまいりました。後期高齢者医療制度について民主党も即時廃止を公約にしておりましたが、残念ながら政権交代後その公約を投げ、投げ捨てたというか、破ってしまった状況にあります。そして、今新しい高齢者の医療制度をつくるとして高齢者医療制度改革会議が設置されて、その会議の報告書が最近出されたようであります。それで、その主な内容と後期高齢者医療制度は今後どうなるのかという点についてお伺いしたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 新しい高齢者医療制度をつくるとして高齢者医療制度改革が設置され、その会議の報告書が最近出されたようですが、その内容についてと、また今後どうなるかということについてご答弁を申し上げます。

厚生労働省は、高齢者医療制度改革会議を設置し、新たな高齢者医療制度について検討を進めておりましたが、昨年12月20日開催の最終会合において最終取りまとめを大筋で了承いたしました。その内容につきましては、大きく8点。1点目は、後期高齢者医療制度は廃止し、平成25年3月から高齢者も現役世代と同じ制度に加入することとし、地域保険は国保に一本化する。2点目は、75歳以上国保の運営主体は都道府県とする。3点目は、都道府県は財政運営と標準保険料率の設定、市町村は標準保険料率に基づく保険料の設定、決定、賦課徴収事務、保険給付、保健事業などを行う。4点目は、市町村国保を平成30年度を目標に全国一律で都道府県単位化とする。5点目は、国と地方の協議の場を設置し、国保の構造的問題を検討する。6点目は、70歳から74歳までの患者負担割合を段階的に2割に引き上げる。7点目は、75歳以上現役並み所得者の給付費に5割の公費を投入する。8点目は、65歳以上の財政調整方法は現行制度を踏襲するなどであり、本通常国会に法案を提出する予定でありました。しかしながら、厚生労働省は、国保の運営主体を担うとされた全国知事会の反対や70歳から74歳までの患者負担割合を2割に引き上げるなどの高齢者負担増が与党の理解を得られないなど、法案成立が困難視さ

れるとして本通常国会への法案提出は見送ることとし、法案成立後約2年間の準備期間を確保するため、新たな高齢者医療制度について平成26年3月施行を目指す方針を示しております。新たな医療制度の構築にはまだ時間がかかると思われまので、その制度内容を注視していきたいと考えております。なお、新制度の構築におきましては、北海道市長会及び全国市長会とも十分に連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今の報告の中身を詳しくご答弁いただきましたけれども、今もお話ありましたように、75歳以上のうち1,200万人は市町村の国保に加入して、200万人を被保険者の、いや、被用者保険に移行すると、そして同時に75歳以上の国保は現役世代と別会計にして都道府県単位で行うという中身になっているわけで、これについて先ほど話あったように知事会もすごく反対というか、をしているわけでありませけれども、これ、それともう一つは70歳から74歳の窓口負担を段階的に今1割負担を2割負担にするという大きな中身があって、今の制度も、後期高齢者医療制度も大変よくないのだけれども、場合によってはそれ以上にひどい制度になるのではないかなというようなお話もあって、全国の各自治体や知事会その他でも大きな運動は起こっておりますけれども、先ほどお話ありましたように、全道市長会とか全国市長会では市長も入っておられるけれども、どのような要望されておられるのか。知事会は反対なのですけれども、市長会もやっぱり今の報告には反対なのか。もし都道府県単位でやるということについていいのか悪いのか、知事会はだめだと言っているのですけれども、どのようにお考えになっているのか。全道市長会などの動きわかれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 後期高齢者医療制度、これにつきましては全国市長会、これらもやはり住民に十分な説明をして、制度の説明をして十分に理解を得られるような、そういう制度にしていきたい、これが後期高齢に対する市長会の基本的なスタンスです。ただ、今ご質問ございましたけれども、どうしても後期高齢となりますと、今ほどご答弁したとおり、国保への一本化ということからいけば、本当はやはり国保となると、それぞれの今の自治体、市町村が保険者でございますから、では市町村でどうなるのだという状況でありますけれども、ここにつきましては全国市長会も、北海道市長会通じまして全国市長会としてもやはり都道府県単位ということで広域化による保険、国民健康保険財政の安定化ということでそれぞれ要望している状況でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう少し詳しく教えてほしいのですけれども、市長会は都道府県にしてくれと要請していると、しかし知事会はこれだめだと言っているわけでしょう。その辺が統一とれていないような気がして、結局そうなれば私は制度そのものが、根本的な新しい

制度というけれども、先ほど言いましたように、今の後期高齢者制度も大変な制度なのだけれども、それ以上に同意が得られない制度になるような気がもうして、先ほど答弁ありましたように、与党内でも意見が一致しないためにまた、また1年間延ばされるということになって後期高齢者医療制度がそのままずっと続いていく形になるのです。本来であれば、とっくに廃止されていなければならなかったはずなのですけれども、そんなようなことでいくわけで、その辺もしわかっていれば、知事会の反対することと市長会が言って都道府県にすれ、市町村単位でなくて都道府県にすれということ、何か一致して足並みそろえてできないものだから、足並みがそろっているものか、そろっていないのか、その辺わかればお伺いしたいと思います、わかりますか。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 全国知事会なり、あるいは全国市長会の足並みということでありまして、あくまでも後期高齢の制度につきましては当然十分理解される制度、それに含めて十分な検討と十分な説明をしてくださないと、そういうことでもありますけれども、今お話あった国保を絡むそういった議論なのですが、これについては新聞等でもご承知かと思えますけれども、国では6月に向けて政府として税と社会保障の一体改革ということで方針を出すという前段に、厚生労働省としても税と社会保障制度がどうあるべきかということで4月をめどにということ今作業を進めています。そういう中では、厚生労働省と地方三団体、いわゆる全国知事会、全国市長会、そして全国町村会、これがそれぞれメンバーとなってワーキンググループからトップに上がっていくわけでございますけれども、この話し合いを始めております。そういったことから、その足並みという意味では、全国知事会、全国市長会、町村会がそれぞれ一緒に入って作業を進めておりますので、そういった見解についても統一した方向が出されるものというふうに考えてございます。

○土田政己議員 終わります。

○議長 北谷文夫君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第13号の総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 病院事業会計の予算についての総括質疑を行います。

質問内容といたしましては、まず1点目なのですが、新年度予算における入院患者数なのですが、予算書の私は1ページで自分なりの計算をしてみたところ、病床利用率ですが、病床数521床に対して入院、1日当たりの入院患者が382人ということなので、これは割り算すれば病床利用率が出るのですけれども、73.3%というような数字になるわけです。まず、この点について、改革プランというのが前にありましたですけれ

ども、これは平成21年の2月に作成した改革プランですけれども、その場合の23年度の病床利用率は83%であったのです。ちょっと差が開き過ぎているなというふうに思うものですから、この辺の原因は一体どこにあるのかというのを伺いすると、それから今年度の23年度予算というのはそれこそ新病棟が開院して丸1年の予算ということになるわけです。この新病棟では、集中治療室等の特殊病床がかなり以前よりも多くなっているのですけれども、その病床利用率についても伺いしたいと思います。

それから、給与費の関係なのですが、こちらのほうの対医業収益比率が私の計算でよりますと、やっぱり59.4%、最近そのぐらいをずっと、60%をもう超えるか超えないかぐらいのところその給与比率というのがあるのですけれども、こちらのほうも改革プランでは平成23年度の一応数値目標としては49.9%だったのです。こちらやはり大きな差が出ているなというふうに思うのですが、この比率を下げる方法というのはい体あるのかないのかをお伺いしたいと思います。

それから、3点目には、改築に係る起債元金の償還が始まってくると思うのですけれども、今年度というか、平成22年度では予算書の22ページを見てみますと、昨年度よりも少ない4億4,400万ぐらいで済んでいるのですけれども、医療機器のほうは償還がすぐ始まるというようなお話もお伺いしつつ、据置期間というものもあると思うのですが、その辺の前後の償還額の推移というものもお伺いしたいと思います。

4点目は、予算書の42ページに病院事業の予定貸借対照表、平成23年度のあるのですが、驚くのは現金預金の急激な減少なのですけれども、ある時期では二十数億あった現金預金が平成23年度の貸借対照表を見ますと4億円に急減をしているのですけれども、この辺の要因というのはい体何なのかを、あわせて同じ貸借対照表の剰余金の合計も、こちら本当に一気に減っておりまして、平成21年には36億、約37億あったのですが、平成23年度では7億までこちら減っております。それぞれの要因、原因をお伺いしたいと思います。

最後の質問になるのですけれども、新病棟開院後の維持管理費も以前と比べては相当大きくなっているのではないかなというふうに思うのですが、こちらのほうは光熱水費、あるいは燃料費、ハードに係るような維持管理費で結構ですけれども、どのくらいふえているのか、そしてこれはどのように推移していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 6点についてご質問がありましたので、私のほうから病床利用率の関係と給与費の医業比率の関係についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、病床利用率についてであります。これにつきましては病院の経営管理状態を示す指標の一つとされており、改革プランの中で数値目標として掲げているところであります。当院の病床利用率につきましては、平成20年度は73.4%、21年度は71.1

%となっております。22年度決算見込みでは71.6%と見込んだところであります。また、平成23年度予算においては、南館開院後に精神科病床を現在の103床から88床に減少することから74.3%と予定したところであります。特殊病床の利用率についてであります。まずICU、特定集中治療室につきましては、平成22年度新病院開院前までは病床数4床で87.7%、開院後1月末までは病床数6床で71.0%となっております。次に、HCU、ハイケアユニットにつきましては、病床数8床であり、開院後1月末までに62.4%となっております。次に、NICU、新生児の特定集中治療室であります。これにつきましては病床数3床であり、開院後1月末までに84.7%となっております。病床利用率につきましては、市立病院改革プランと比較しまして低い状態にありますが、改革プランは作成当時の状況から試算したものであり、平成23年度では一般が80.9%、精神が87.7%、数値目標を設定しております。しかしながら、入院患者数につきましては、医師の判断もあり、特に精神科の患者数の減少が大きいこと、また一般病床での平均在院日数の減少などが病院全体の病床利用率低下に影響しているものと考えております。今後におきましても急性期病院としての役割を果たしながら、他の病院、診療所等とさらに連携を強化しながら、紹介、逆紹介の推進、地域医療を担う中での機能分化を図る、行うことにより役割分担を明確にしながら病床利用率の増加を目指してまいります。

2つ目の給与費の対医業収益比率を下げる、引き下げる方法についてであります。平成23年度当初予算における給与費の対医業収益比率は59.4%、前年度当初予算では59.6%と同程度の比率となっております。比率が高くなる主な要因といたしましては、職員の増員であります。特に地域医療を充実させるため、医師の増員や看護職員における7対1看護基準の維持、さらには救急部門、集中治療部門等の施設基準に対応する人員の確保に加え、医療技術部門では検査体制等の充実に伴い人員確保を行っております。また、共済組合や退職手当組合等の負担率引き上げ等により、法定福利費が本年度では給与費の約22%を占めていることも要因となっております。ご質問の対医業収益比率を引き下げる方法についてであります。端的に申し上げれば、職員数を減らすことも方法ですが、急性期医療を担う地域の基幹病院といたしましては医師の確保は不可欠であり、あわせて看護職員、医療技術職員の確保も必要となることから、一定程度の対医業収益比率となってくるのはやむを得ないものと考えております。ただし、一方で給与費の適正化も大変重要となることから、現在直営で行っている業務等について検証を行う必要があると考えております。当院における業務委託は、既に各分野で取り組んでおりますが、先進病院等の事例などを参考に再度検討する必要があると考えているところであります。さらに、医業収益の増収を図ることが大変重要であると考えます。この方策としては、入院の病床稼働率を上げる、急性期病院として手術件数をふやし、CT、MRなどの放射線科の稼働率を上げる、患者満足度を向上させるなどが特に重要であり、これらを効率的に行うためにさ

きに契約した経営コンサルタントを活用し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 佐藤 進君 (登壇) 私のほうから残りの項目についてご答弁申し上げます。

まず、改築に係る起債償還についての元金償還額の推移についてご答弁申し上げます。改築事業に係る企業債の借入れは、まだ確定していない旧病院解体工事や立体駐車場工事の借入額を含めて約172億円の借入れ計画をしていたところですが、現時点においての医療機器購入では若干減少したところであり、企業債の償還内容としましては、改築工事に関するものは病院事業債、過疎対策事業債ともに5年据え置き、30年賦償還で、医療機器に関するものは病院事業債で1年据え置き、5年賦償還、住民参加型市場公募債は5年据え置き、満期一括償還と過疎対策事業債で3年据え置き、12年賦償還となっております。元金償還の推移ですが、平成23年度は平成22年度借入れの医療機器分の病院事業債につきまして借入れ時期が22年10月であったことから、23年度下期分から償還が開始されることとなります。平成23年度は、半年賦分の元金償還額2億7,380万7,000円となります。さらに、従前の借入れに係る元金償還を含め、平成23年度は4億4,082万8,000円を予定しております。また、平成27年度には元金償還額が約9億4,500万円で償還額のピークとなりますが、翌年度からは7億円前後の元金償還となっていくところであり、なお、これら元金償還分及び利息分に対しては交付税の算定が予定されております。

次に、現金預金が減少した理由についてご答弁申し上げます。平成22年度決算見込みにおきましては、収益的収支で約16億1,000万円の純損失を見込んでいた中、現金支出を伴わない減価償却費及び旧病院除却費が約13億9,000万円となることから、残りの約2億2,000万円が現金減少見込額となることとなります。なお、この約2億2,000万円は、主に新病院に係る消耗備品費及び病院移転費等となっております。また、資本的収支で資本的収入から資本的支出を差し引きますと約10億5,000万円の不足額となりますが、これは主に起債の対象とならない資産購入費約3億2,000万円及び起債、企業債元金償還金約7億6,000万円、うち繰上償還分約4億1,000万円となっております。このことから、収益的収支の現金不足額約2億2,000万円に資本的収支の現金不足額約10億5,000万円を加算した約12億7,000万円が現金の減少額と見込んだところとなります。

次に、平成23年度当初予算におきまして収益的収支で約19億6,000万円の純損失を見込んでおります。このうち現金を伴わない減価償却費、旧病院除却費が約19億7,000万円で、この差の約1,000万円が現金残額の見込みとなっております。また、資本的収支で……

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時53分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を開きます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 ただいま13号の総括質疑中ではありますが、地震がちょっとひどいので、きょうはこれで延会にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにいたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後 2時53分